# 全国児童福祉主管課長会議

説明資料(別冊資料)

平成31年3月1日(金)

子ども家庭局 家庭福祉課虐待防止対策推進室

# (説明資料 目次)

【 <b>虐待防止対策推進室関係】</b> 1. 児童虐待防止対策の強化について			
	童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」について	1	
	重虐	'	
につ		3	
	、 C    村の体制強化について	7	
, , ,	- 1	13	
, , ,	り他の児童虐待防止対策の取組について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	
(0) (0	7個の児童店内的正方来の数個につりて	- '	
<虐待防止対	対策推進室・関連資料>		
	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日		
	児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29	
(資料2)	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33	
(資料3)	緊急総合対策の更なる徹底・強化について(ポイント)	45	
	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる		
	徹底・強化について	47	
(資料5)	児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認		
	について(ポイント)	50	
(資料6)	児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認		
	について(依頼)	51	
(資料7)	児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認		
	(平成31年2月14日付け事務連絡)に係る主なご質問と回答	67	
(資料8)	児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)のポイント		
	(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡		
	会議決定)	72	
(資料9)	児童虐待防止対策体制総合強化プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73	
(資料10)	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る		
	2019年度予算案及び地方財政措置について	79	
(資料11)	虐待・思春期問題情報研修センター事業	85	
(資料12)	児童相談所及び市町村職員専門性強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86	
(資料13)	市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87	
(資料14)	子ども家庭総合支援拠点の設置促進について	88	
(資料15)	児童福祉司等専門職採用活動支援事業	89	
(資料16)	平成31年度児童相談所児童福祉司SV義務研修実施要項等	90	
(資料17)	中核市・特別区における児童相談所設置に必要な支援の実施・・・・・・・	98	
(資料18)	児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に		
	向けた協力について(依頼)	99	
(資料19)	児童相談所の設置に向けた検討状況(平成31年2月時点)等 1	03	

(次业101)	旧亲中就正从中国教供事来(CNC英中歌事来) 10G
(貝科/1)	児童相談所体制整備事業(SNS等相談事業)
(資料22)	市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に
	向けたワーキンググループ取りまとめ(概要)
	(平成30年12月27日公表) ····· 107
(資料23)	虐待防止のための情報共有システム構築事業
(資料24)	地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について · 111
(資料25)	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査結果
	【概要】
(資料26)	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査結果 · 123
(資料27)	平成30年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組について 137

# 1. 児童虐待防止対策の強化について

(1)「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」について (関連資料1、2参照)

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)がとりまとめられた。

この緊急総合対策に基づき、直ちに取り組む主な事項について、「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「児童相談所運営指針」という。)の改正等を行ったもののうち、主な事項について改めて周知するので、取扱いの徹底をお願いする。

# ① 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

児童相談所が児童虐待相談対応を行っている子どもが転居した場合には、転居元の児童相談所と転居先の児童相談所が当該事案を適切に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われることが重要である。

このため、子どもが転居した場合の児童相談所間の引継ぎの取扱いについて以下のとおり見直すこととしたこと。

- ア 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「子ども虐待対応の手引き」という。)において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(以下「リスクアセスメントシート」という。)等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。
- イ 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接 出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、 移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支 援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。
- ウ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司 指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管 先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管

元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

② 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

通告を受けた児童虐待事案については、子どもの安全確認を確実かつ早急に実施することが何よりも重要である。

このため、通告受理後、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより行うとされている安全確認について、当該時間内に行うことができない場合には、立入調査を実施することとしたこと。その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこととしたこと。

# ③ 児童相談所と警察の情報共有の強化

児童虐待への対応については、児童相談所及び市町村が子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との間で緊密な連携を図ることが重要である。

このため、児童相談所及び市町村は、警察との間で以下の情報は必ず共有することとしたこと。

- ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事 案等に関する情報
- イ 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に 児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ウ アの児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている 事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報 このほか、警察からの照会への対応、警察から通告された事案等に 関する情報提供、警察職員や警察OBの児童相談所への配置や児童相 談所と警察の合同研修等を通じて児童相談所と警察との連携強化を図 ること。
- ④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除
  - 一時保護や施設入所等の措置の実施や解除に当たっては、子どもの 安全確保を最優先とする必要がある。

このため、

- ア 一時保護の決定に当たっては、リスクアセスメントシート等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うものとする。
- イ 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検 討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容につ

いて定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」 (平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局 総務課長通知)別表において示している「家庭復帰の適否を判断す るためのチェックリスト」等を活用し、客観的にアセスメントした 上で、解除の決定を行う。

ウ 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した 後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域 協議会を活用するなどにより、地域の関係機関が連携、役割分担を しながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有す ること。リスクが高まった場合には、関係機関と連携の上、速やか に安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応 する。

こととした。

## ⑤ 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

市町村が支援を行っている家庭が他の自治体に転居した場合において、自治体間の危機感の認識の差をなくすため、移管元市町村の支援方針の継続、必要に応じて児童相談所の同席の下での引継ぎ、48時間以内に安全確認できなかった場合の児童相談所へ送致等について、取扱いを明確化し、周知を図ることとしたこと。

⑤ 児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進 親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第28条措 置)や民法上の親権制限(親権喪失、親権停止又は管理権喪失)の申 立て等について、事案に応じて適切な方法を選択すること。特に、親 権者による不当に妨げる行為が止まず、親権者の親権を制限する必要 がある場合には、事例に応じ、民法上の親権制限(親権喪失、親権停 止又は管理権喪失)の審判を請求することを検討すること。

# (2)「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(関連資料3~6参照)

こうした中、平成31年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待事案を踏まえ、「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策の更なる徹底等」という。)がとりまとめられた。

緊急総合対策の更なる徹底等に基づき、「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認について(依頼)」(平成31年2月14日付事務連絡)により、まずは、児童相談所において在宅指導している全ての虐待ケースについて、今回の事案と同様のことが起きていないか、家族関係の変化や養育環境の変化など再虐待につながる小さな変化の見落としはないかなどについて、緊急的に安全確認を行っていただいているところである。

今回の安全確認は、対象児童や保護者の状況等を確認のうえ総合的なアセスメントを行い、その結果必要な場合は、一時保護や援助方針の見直しを行うなど、適切な支援を行うために実施するものであり、その後も対象児童に対しては継続して支援を行っていただきたい。

なお、別添6のとおり、「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認(平成31年2月14日付け事務連絡)に係る主なご質問と回答」において、警察との情報提供や、継続指導中・児童福祉司指導中のケースが転居した場合の対応等についてお示ししているので、参照いただきたい。

また、文部科学省等において、「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について(依頼)」(平成31年2月14日付け事務連絡)により、学校等において児童虐待が疑われるケースに関する緊急点検の依頼がなされており、本依頼に基づき、学校等から児童相談所に対して情報提供等があった場合は、十分連携を図っていただくとともに、状況に応じて適切な対応を行っていただくようお願いする。

これに加え、緊急総合対策に基づく取組事項のうち、

- ・児童相談所又は市町村が支援を行っている子ども及び家庭が他の地 方自治体に転居した場合における、転居先の児童相談所等への引継 ぎの取扱いの実施状況
- ・通告受理後、原則48時間以内に行う安全確認の実施状況
- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもに係る学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の実施状況

について、緊急点検を行うこととしているので、点検へのご協力をお願いするとともに、現場における取組の徹底について改めてお願いする。

さらに、要保護児童等の情報の取扱いについて、

- ○通告の情報元の秘匿に係る主な留意点として、
  - ・市町村・児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には子どもの 安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明 かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること、
  - ・学校・保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えな

いこととするとともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応すること、

- ・虐待通告の場合、通告者と虐待を行っている者との関係等を踏ま え、守秘義務の遵守を含め秘匿等に十分配慮して対応すること、
- ○児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点として
  - ・虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行 使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の 関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対 応すること、
  - ・要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、市町村又は児童相談所に情報提供する。学校・保育所等から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、更に詳しく事情を聴き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の見直し、援助方針の見直し等を行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること、
- ○一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点として
  - ・家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度 や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提 示し、それに基づき指導すること、
  - ・学校・保育所等と市町村・児童相談所の間において、子どもから 直接SOSを出せるような方法を確認するとともに、特に学齢期 以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくこと、
  - ・保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合 等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相談所は必要に 応じて躊躇なく一時保護する等的確な対応をとることや積極的に 児童福祉司指導等の指導措置を行うこと、
- ○転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底として、
  - ・児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居するとの情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相

談所にケースの引継ぎを行うこと、

- ・転居元の児童相談所は市町村等と連携して速やかに転居の事実を 把握するとともに、確認後は速やかに転居先の児童相談所に連絡 すること。連絡を受けた児童相談所は、ケース移管手続の完了を 待たず、速やかに当該児童の安全確認を行うこと。また、転居先 の児童相談所は、安全確認後、ケース移管手続が完了する前の間 においても、子どもの状況の確認を行うなど、必要な援助を行う こと、
- ○配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等として、
  - ・配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。) と児童相談所等は、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会 等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先 しつつ、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生 していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力 を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る 対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底すること、
  - ・支援センターの機能を有する婦人相談所においては、一時保護を 勧奨し、被害者と子どもを同時に保護することが望ましい。その 際、子どもへの心理的ケアや、子どもが年長男児であるとか母親 の養育が困難な状況にある等で母子を一緒に一時保護することが できない場合の対応などについて児童相談所と密接に連携を図り ながら、適切な支援を確保すること、
  - ・支援センターや福祉事務所等に配置されている婦人相談員等が、 相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保 護の必要性を説明したうえで、児童相談所や市区町村児童虐待担 当部局に通告すること、
  - ・支援センター及び婦人相談員は、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもに関する情報の 共有に努めるなど、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局と連 携して子どもの安全確保を最優先して対応すること、

等について、新たなルールとして設定したところである。

各地方自治体におかれては、子どもの安全を第一に、緊急総合対策に 掲げるルールのほか、新たに設定したルールを徹底いただくことはもと より、児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引き等にもご留意いた だき、各児童相談所における日々の業務の自己点検を行うことにより、 職員が日々の業務の振り返りや必要な制度の再確認を行う機会を設ける など、必要な対応を行っていただくようお願いする。

## (3) 市町村の体制強化について

① 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について

(関連資料7~11参照)

緊急総合対策に基づき、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化を更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定したところである。

新プランでは、児童相談所の専門職の増員のほか、市町村における 目標として、2019年度からの4年間で、

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者を全市町村に配置する
- ことを定めている。

新プランの初年度である2019年度においては、

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点を800市町村に設置
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される常勤の調整担当 者を1,175市町村に配置する

ことを計画しており、これを踏まえ地方交付税では、標準団体(人口10万人)当たり2名(子ども家庭総合支援拠点の常勤職員1名及び要保護児童対策調整機関調整担当者1名)の職員が措置される予定であるので、本プランの趣旨を踏まえ、積極的な体制の強化に取り組んでいただくようお願いする。

また、新プランにおける児童福祉司の増員に関して、市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を児童相談所に配置(都道府県の管内30市町村につき1人(指定都市は1人)配置)することとしている。市町村においては、児童相談所に配置された市町村支援児童福祉司からの助言を求め、情報連携を密にして、市区町村子ども家庭総合支援拠点における相談支援業務に当たっていただきたい。

さらに、新プランで掲げる専門職の確保及び専門性強化に資する予算として、2019(平成31)年度予算案に以下の事業を盛り込んでいるので、これらの予算制度についても積極的に活用いただき、各地方自治体において、新プランに基づく体制及び専門性の強化に着実に取り組んでいただくようお願いする。

このほか、児童福祉法に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度について

は、「「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る2019年度予算案及び地方財政措置について」(平成30年12月21日付け子発1221第7号厚生労働省子ども家庭局長通知)をご参照いただきたい。なお、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに当たって、学識経験者等のアドバイザーが自治体に赴き、立ち上げ支援マニュアル等を活用した技術的助言を行う取組を開始する予定としている。各都道府県に

した技術的助言を行う取組を開始する予定としている。各都道府県におかれては、主催する市町村向け研修会・説明会等の機会を通じて、 積極的に本アドバイザー制度を活用していただくようお願いする。本 アドバイザー制度の詳細については、後日改めてお知らせする。

# ア 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

(関連資料9参照)

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修センター(横浜市)に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】兵庫県明石市

【補助基準額(案)】72,944千円

【補助率】定額

## イ 児童虐待防止対策研修事業(市町村向け研修会)【拡充】

(関連資料10参照)

子ども家庭総合支援拠点の設置促進や市町村職員の専門性の向上を図ることを目的とし、都道府県が実施する市町村向け研修会について、実施回数の増加を図るため、補助単価を拡充。(補助単価:年4回分→年12回分)

【補助基準額(案)】1か所当たり1,511千円

# ウ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業(関連資料11参照) <運営費補助>【拡充】

子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を 必須と している職員の人件費は地方交付税措置(市町村標準団体 当たり1名)が講じられる予定。その他の子ども家庭総合支援拠点 の運営に必要な費用として、非常勤職員の人件費等を補助。

【補助基準額(案)】(直営の場合)

小規模A型(児童人口概ね0.9 万人未満): 3,725千円

小規模 B型(児童人口概ね0.9 万人以上1.8 万人未満): 9,502千円

小規模C型(児童人口概ね1.8 万人以上2.7 万人未満): 15,781千円中規模型(児童人口概ね2.7 万人以上7.2 万人未満): 21,053千円大規模型(児童人口概ね7.2 万人以上): 39,057千円

上記に加え、子ども家庭総合支援拠点において、法的・医学的な知見を踏まえた対応ができるよう弁護士や医師等の嘱託費用の補助を創設。

【補助基準額(案)】1か所当たり 360千円

<開設準備経費>【新規】

子ども家庭総合支援拠点の開設に必要な改修費や開設準備期間に おける非常勤職員の人件費を補助。

【補助基準額(案)】1か所当たり7,678千円

エ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性の向上を図るための研修受講費用等を補助。

### 【補助基準額(案)】

- ・調整機関職員の専門性強化を図るための取組 受講人数×80千円
- ・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり660千円

# ② 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進について

(関連資料12参照)

市区町村子ども家庭総合支援拠点については、児童福祉法により設置について努力義務とされているところであるので、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参考にして、市町村の体制整備に努めていただくようお願いする。

なお、市区町村子ども家庭総合支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携を図り、子育て世代包括支援センターが把握した情報の中から、特に要保護児童・要支援児童・特定妊婦に係る情報については、速やかに、かつ、円滑に市区町村子ども家庭総合支援拠点につなげていくことが求められる。

そのため、市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援 センターに係る連携・一体的運用の具体的方策として、

・同一機関を主担当とすること(統括する責任者がいること)や同 一場所で実施する

- 要保護児童対策地域協議会や定期連絡会議等を活用して情報共有を行う
- ・ケースに応じて、両機関が家庭訪問や面談等を共同して実施する といった対応を図られたい。

また、2019(平成31)年度予算案では、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、新プランに基づく地方交付税措置を講じるほか、これまで行ってきた事業費の補助に加え、土日・夜間の運営費などの補助を創設するとともに、開設準備経費(開設準備期間における人件費や開設に必要な改修費用)への補助を創設することとしている。

また、都道府県が市町村職員に対して実施する研修事業を拡充することにより、市町村職員の専門性の向上を図るとともに、市区町村子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ支援やノウハウの共有等に関する取組の強化を図る。

さらに、市区町村子ども家庭総合支援拠点において、相談対応に加 え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて 支援できるよう、当該拠点を通じて在宅支援を実施することを支援す る仕組みを創設することとしている。

## ③ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修について

平成29年度より義務付けられた要保護児童対策調整機関調整担当者研修(以下「調整担当者研修」という。)については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、研修の実施方法等の詳細(カリキュラム、実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等)をお示ししているところである。

都道府県におかれては、新プランで掲げる目標達成に向けた子ども 家庭総合支援拠点の設置や調整機関の調整担当者の増員を見据えて、 市町村職員が適切に研修を受講できるよう、研修実施体制の整備をお 願いする。

なお、調整担当者研修の実施に当たっては、児童虐待防止対策支援 事業における児童虐待防止対策研修事業を積極的にご活用いただきた い。

また、調整担当者研修や児童福祉司任用前講習会については、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、市町村における児童虐待防止対策に関する業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の

職員も含め、市町村の児童家庭相談に携わる職員にも積極的に受講していただきたい。

なお、要保護児童対策地域協議会は、平成29年4月1日時点で、既 に全国1,741市町村のうち1,735市町村(99.7%)で設置されている。

未設置の自治体については、児童数や児童虐待相談件数が少なく、 設置する必要がないなどの状況をお聞きしているが、要保護児童等に 対して、関係者間での情報の交換と支援の協議を行い、早期に対応す るために重要な役割を担う機関であるため、設置に向けた検討をお願 いしたい。

都道府県におかれても、管内の設置状況を確認の上、管内市町村の 相談体制強化の取組とあわせて、未設置市町村への積極的な働きかけ、 支援をお願いする。

# ④ 市町村における子ども・子育て支援体制の整備について

市町村における子ども・子育て支援体制の整備に当たって、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」及び「子育て短期支援事業」に取り組んでいただくことがより適切な支援につながることから、積極的に実施していただきたい。

## ア 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

平成29年4月1日時点で、乳児家庭全戸訪問事業については全国1,741市町村のうち1,701市町村(97.7%)で実施され、養育支援訪問事業については、全国1,741市町村のうち1,335市町村(76.7%)で実施されている。

特に、養育支援訪問事業については、実施していない理由として、訪問できる人材がいない、支援者(家庭)が少ない、母子保健法に基づく事業で対応可能等の状況をお聞きしているが、地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施する必要があるため、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用するなど、対象家庭の把握に努め、地域の実情に応じた事業展開が図られるよう、事業化に向けた検討をお願いしたい。

また、乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握等を行う事業である。本事業について、母親だけが対象であると誤解されているとの指摘があるが、本事業の実施に当たっては、父親も含む家庭の養育環境の把握等を行うよう留意していただきたい。

### イ 子育て短期支援事業について

### (ア) 子育て短期支援事業の積極的な実施について

本事業については、少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、2019(平成31)年度において、ショートステイについては延べ16万人、トワイライトステイについては延べ14万人の利用を目標値に掲げている。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図っていただくとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

子育て短期支援事業の実施に当たっては、従来より、近隣に 児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行う ことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじ め登録している保育士、里親等に委託することもできるので、 この取扱いの積極的な活用もお願いする。

なお、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」を踏まえ、子育て短期支援事業の実施施設について、里親支援機関が委託する里親等を含めるよう、今後制度の見直しに向けた検討を行うこととしている。

また、2019(平成31)年度予算案において、居宅から実施施設等又は実施施設から学校等の間における児童への付き添いを実施した場合の補助基準額の加算を創設(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))することとしている。

市町村におかれては、本事業が地域の子育て家庭に利用しや すく、また、利用期間中の児童の安全確保等の観点から、児童 への付き添い支援を積極的に実施していただくようお願いする。

# (イ) 児童虐待防止対策の対応について

子育て短期支援事業については、緊急総合対策において、孤立した育児によって虐待につながることのないよう、子育て短期支援事業等の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

受け皿の確保に向けては、「第二期市町村子ども・子育て支援 事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」 (平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子 ども・子育て支援担当)事務連絡)において、子育て短期支援 事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町 村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安 などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の 見込みに加えるなどの適切な補正を行うこととしている。

市町村におかれては、本事業が児童虐待防止対策の推進に資することも踏まえ、地域の子育て支援施策として積極的に実施いただくようお願いする。

# (4) 児童相談所の体制強化について

① 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について

(関連資料7~9、13参照)

新プランでは、児童相談所の専門職の増員に関する目標として、

- ・児童福祉司について、2022年度までに2,020人程度増員(注1)する
- ・児童心理司について、2022年度までに790人程度増員(注2)する
- ・保健師について、2020年度までに110人程度増員する
- ことを定めている。
  - 注1 次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、2017年度の約3,240 人から2022年度までに全国で2,020人程度増員することを計画。
    - ・児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す
    - ・里親養育支援児童福祉司(注3)を各児童相談所に配置
    - ・市町村支援児童福祉司(注4)を都道府県の管内30市町村につき1 人(指定都市は1人)配置
  - 注2 2024年度までに児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児 童福祉司を除く)2人につき1人配置(2,500人)
  - 注3 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るための児童福祉司
  - 注4 市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るための児童福祉司

新プランの初年度である2019年度においては、

- ・児童福祉司は、児童相談所の管轄区域の人口4万人に1人配置することを基本とし、全国平均より虐待相談対応件数の発生件数が 多い場合には、業務量(虐待相談対応件数)に応じた上乗せ
- ・里親養育支援児童福祉司は、各児童相談所に1人配置
- ・ 市町村支援児童福祉司は、各都道府県及び各指定都市に1人配置
- ・児童心理司は、児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町村 支援児童福祉司を除く)3人につき1人配置
- ・保健師は、全児童相談所に配置

以上により、児童福祉司を約4,300人、児童心理司を約1,610人、保健師を全児童相談所に配置することを計画しているとともに、児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討している。

これを踏まえ地方交付税では、標準団体(人口170万人)当たり児 童福祉司58名(対前年度16名増)、児童心理司22名(対前年度4名 増)、保健師は従前通り3名が措置される予定であることから、本プ ランの趣旨を踏まえ、積極的な体制強化に取り組んでいただくようお 願いする。

新プランに掲げる目標を着実に達成し、児童相談所の体制の抜本的 強化を直ちに実行するため、各都道府県等におかれても、

- ・新プランに基づく増員時期に当たり、児童相談所の組織としての専門性を確保する観点から、積極的に、児童相談所配属経験者の再配置、児童相談所OB職員の再任用等を行うこと
- ・専門職の確保及び専門性強化に資する予算制度(次のア〜ウ)を積極的に活用することなどにより、児童福祉司の専門職採用、専門性の高い人材の育成を計画的に進めること
- ・里親委託の着実な推進を図るため、積極的に里親養育支援経験者を 児童福祉司に任用すること
- ・個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルの見直しを行うこと
- ・地域における児童虐待防止体制を強化するため、児童福祉司等について、児童相談所設置自治体間での人事交流や児童相談所・市町村間での人事交流を積極的に行うこと

など、必要な対応を図られたい。

このほか、児童福祉法に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度については、「「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る2019年度予算案及び地方財政措置について」(平成30年12月21日付け子発1221第7号厚生労働省子ども家庭局長通知)をご参照いただきたい。

ア 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】(関連資料13参照) 都道府県等が福祉系大学や専門学校、高校等との連絡調整や、学 生向けセミナー企画やインターンシップ企画などを行い、児童福祉 司等の専門職の確保するための非常勤職員配置又は委託に必要な費 用の補助を創設。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助基準額(案)】1自治体当たり4,184千円 【補助率】国:1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市:1/2

イ 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

(関連資料9参照)

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員 の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修セン ター(横浜市)に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設け ることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】兵庫県明石市

【補助基準額(案)】72,944千円

【補助率】定額

ウ 児童相談所の専門性向上に関する研究(子ども・子育て支援推進調 査研究事業(委託費))【新規】

# 【実施主体】国

注 児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修。

### ② 児童相談所職員等の研修について

ア 児童福祉司等に義務化された研修の実施について

(関連資料14参照)

平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号。以下「平成28年改正法」という。)により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修(以下「児童福祉司等の研修等」という。)については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、研修等の実施方法等の詳細(カリキュラム、実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等)についてお示ししているところである。

各自治体におかれては、児童福祉司等の専門職が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いしたい。なお、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、児童虐待防止対策支援事業

における児童虐待防止対策研修事業を積極的にご活用いただきたい。

また、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策調整機関調整担当者研修については、児童福祉司や市町村における児童虐待防止対策に関する業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員も含め、市町村の児童家庭相談に携わる職員にも積極的に受講していただくことが望ましい。

また、来年度(2019年度)の児童福祉司スーパーバイザー研修については、今年度に引き続き子どもの虹情報研修センター(横浜市)に加え、兵庫県明石市においても実施することとしているので、ご承知おき願いたい。

なお、関連資料14のとおり、子どもの虹情報研修センターから2019年度の研修に係る実施要綱が発出されているので、具体的な日程や申し込み方法等についてご確認いただきたくとともに、兵庫県明石市での研修に係る実施要項は、実施主体より追って発出されるのでご承知おきいただきたい。

#### イ 一時保護所職員の研修について

一時保護所は虐待や非行など様々な理由により保護された子どもが入所しており、一時保護所の職員は、こうした子ども達の不安を軽減・解消し、安心して生活ができるように子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことが必要である。また、子どもの援助指針(援助方針)の決定にあたっては、一時保護所職員による行動観察等も含めたアセスメントが重要な要素となることから、職員の専門性の確保・向上が求められる。

このため、各都道府県におかれては、一時保護所の職員について も、児童福祉司等の研修等に参加させるなど、職員の専門性向上に 努めていただきたい。

また、国立武蔵野学院において、一時保護所職員向けの研修を実施しているところであるが、具体的な日程や募集人数については、追って厚生労働省よりご連絡させていただくので、職員の積極的な研修受講についてご検討いただきたい。

## ③ 中核市・特別区における児童相談所の設置について

(関連資料15~17参照)

児童相談所の設置については、平成16年の児童福祉法等の改正において、子育て支援から要保護児童対策まで一環した児童福祉施策の実

施が可能となることや、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となることから、都道府県・指定都市に加え、児童相談所の設置を希望する市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することができることとされた。現在、児童相談所を設置している指定都市以外の市(設置予定を含む。)は横須賀市、金沢市、明石市の3市に止まっている。

しかしながら、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、平成28年改正法において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られたところである。

また、平成28年改正法の附則において「政府は、この法律の施行後 5年を目途として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第 1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、 その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定 されている。

このため、これまでに、

- ・ 中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を計上
- ・ 児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区に職員を派遣する 都道府県等に対する、代替職員の配置に要する費用の補助の創設
- ・ 新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子ども の特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する 場合の補助の加算を創設

などを行ったところである。

さらに、2019 (平成31) 年度予算案においては、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算(平成30年度創設)について、単価の引上げを行うこととしている。

なお、中核市・特別区の児童相談所の設置に向けては、すでに児童 相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、「児童相 談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力 について」(平成30年7月20日付け子発0720第6号厚生労働省子ども家 庭局長通知)に基づき、都道府県・指定都市・児童相談所設置市にお かれては、管内中核市・特別区が児童相談所の設置を検討する際には、 市区における専門人材の確保・育成、児童相談所及び一時保護所の整 備・運営に関する助言、都道府県等と市区合同の協議体の設置などの 必要な支援をお願いしたい。

### ④ 警察との連携強化について

児童虐待への対応における警察との連携については、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)、「「警察との情報共有に関するFAQ(自治体向け)」の送付について」(平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡)等により示しているほか、今般、緊急総合対策の更なる徹底等において、学校等による虐待通告等の対応における保護者による威圧的な要求等が予想される場合の警察、学校等との連携についても示されたところである。これらを参考に都道府県警察と協議を行うなど、警察との連携の強化に努めていただきたい。

### ⑤ 弁護士の配置促進について

平成28年改正法より、児童相談所への弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととされている。今後も、児童虐待相談対応件数の増加とともに法律に関する専門的知識を必要とする業務も増加することが想定されるため、児童虐待・DV対策等支援事業の法的対応機能強化事業を活用するなどにより、引き続き弁護士の配置等について積極的な取組をお願いする。

# ⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の運用改善等について (関連資料18、19参照)

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、2019年度中に無料化する予定であり、具体的な日程については、追って厚生労働省よりご連絡させていただくが、想定される通告や相談の増加に対応できるよう、児童虐待・DV対策等支援事業の24時間・365日体制強化事業を活用するなど、引き続き夜間・休日を問わず児童相談所が対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう24時間対応強化のための体制の確保に努めていただきたい。

また、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」において、「児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるように見直す」とされたことを受け、今後対応策を検討のうえ、追ってご連絡させていただくので、ご承知おき願いたい。

さらに、2019 (平成31) 年度予算案において、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう SNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設することとしているので、積極的な活用について検討をお願いする。

### ⑦ 一時保護中の子どもの権利擁護について

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われる。一時保護は、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。また、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

このため、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、一時保護の見直しや体制整備に向けた計画を策定する際には、「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)においても示しているとおり、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。

具体的には、

- ○一時保護については、
  - ・必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
  - ・里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用 等により、適切な支援を確保すること
  - ・管轄する一時保護所(複数ある場合には全ての一時保護所)に おける適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の 管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行う こと

に努めることが重要であり、児童相談所においては、こうした体制整備により、子ども1人1人の状態に合わせた個別的な支援を全ての子どもに行うことが必要であること、

- ○一時保護中の日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべき(※)であり、例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うべきであること、
  - ※このほか、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制となっていないこと、子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っていないこと、子ども同士の会話を一切認めないこと、一時保護中本人に所持させても子どもの福祉を損なうおそれがない物についても一律に所持させないことなども、権利侵害に当たると考えるべきであること。
- ○一時保護された子どもの学習権保障の観点から、個々の子どもの 状況に応じて、可能な限り通学できるようにすることが望ましく、 また、通学できない子どもについても、子どもの個々の学力に応 じた学習支援を行うことが重要であることから、児童虐待・DV 対策等支援事業の一時保護機能強化事業を活用し、
  - ・一時保護所等から子どもが通学する場合の付添員の配置
  - ・子どもの個々の学力に応じた学習指導や子どもの原籍校との調整等を行う教員OB等の配置

等に積極的に取り組むこと、

- ○子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと、
- ○児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとともに、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること

などに留意すること。

特に、一時保護所における子どもの権利擁護を図り、運営の透明性を高めるため、一時保護所が第三者評価を受けるための仕組みの全国

展開に向けて、

- ・一時保護所の外部評価に当たり、「一時保護所における第三者評価 受審費加算費の取扱いについて」に基づき一時保護所の第三者評 価受審費用への支弁を行っているほか、
- ・平成29年度に実施した「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」に引き続き、今年度、「一時保護の第三者評価に関する調査研究」を行い、一時保護所の第三者評価基準・項目・評価方法を策定することとしているので、

各都道府県等におかれては、こうした予算等を活用し、一時保護所の 運営に係る自己評価及び第三者評価の積極的な受審をお願いする。

# (5) その他の児童虐待防止対策の取組について

① 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめについて(関連資料20参照)

平成28年改正法の附則においては、施行後2年後以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

このため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下にワーキンググループを設置し、平成30年9月から7回にわたり検討を進め、平成30年12月27日にとりまとめが行われた。

とりまとめにおいては、児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策、子どもの意見表明に関する仕組み等について、目指すべき方向性に沿って、都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備等の対応について速やかに取組を進めるとともに、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置を含め、適切に対応されるべきであるとされた。

このワーキンググループとりまとめ等を踏まえ、児童相談所の体制 強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法の改正等の検討を 行っているところであり、今国会へ提出する予定である。

## ② ICTを活用した情報共有の推進(関連資料21参照)

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報

共有を進めるため、2019 (平成31) 年度予算案において、ICTを活用したシステム整備に関する補助を行うことを盛り込んでいる。システムの標準化を平成30年度調査研究事業において、ガイドラインを策定することとしている。

# ③ 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について (関連資料22参照)

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項において、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策など、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う責務を規定している。

また、平成30年6月の厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」においては、検証の対象は、「虐待による死亡事例(心中を含む)全てを検証の対象とすることが望ましい。また、死亡に至らない事例及び地方公共団体が虐待による死亡であると断定できない事例についても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合は、併せて対象とする。」としている。

さらに、同通知では「転居を繰り返し、複数の地方公共団体が関与していた事例では、事件発生時の関係機関の関与状況に限ることなく、転居前からの対応状況や転居前後での関係機関のケースの引継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を検証し、発生原因の分析等を行い、再発防止につなげることが重要である。このため、当該事例に関係した地方公共団体においては、相互の協力のもと検証を行う。」としており、一連の過程が適切に検証できるよう努めていただきたい。

なお、地方公共団体において子ども虐待の疑いを含む死亡事例等が発生した場合には、本通知を参考に検証を実施していただくとともに、検証等に必要な費用として、2019(平成31)年度予算案に「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」の「評価・検証委員会設置促進事業」(2019年度から補助対象を拡大し、市町村を追加)が引き続き盛り込まれているので、補助金を有効に活用しつつ検証を実施していただき、子ども虐待による死亡事例等の発生予防・再発防止に努めていただきたい。

④ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について

### (関連資料23、24参照)

緊急総合対策において「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、各市町村に対し、乳幼児健診未受診、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども(把握対象児童)の緊急的な把握及び安全確認を依頼するとともに、その実施状況の調査を行った。

平成30年6月1日時点において市町村が安全確認が必要と判断した 把握対象児童は、全国で15,270人であり、このうち、同年11月30日ま での間に安全確認できた子どもは12,334人(80.8%)、安全確認できて いない子どもは2,936人(19.2%)であった。安全確認ができた子ども のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた143人につ いては、全て市町村又は児童相談所の支援等が実施された。

平成30年11月30日時点で安全確認ができていない子どもについては、 改めて各市町村における安全確認状況等の報告を依頼する予定である ので、地方自治体におかれては、引き続き調査へのご協力をお願いし たい。

子どもの安全確認に当たっては、

- ・ 当該市町村の児童福祉部門、母子保健部門等の関係 部署のほか、関係機関と連携して家庭訪問や情報収集等を実施し、安全確認に努めること
- ・ 安全確認を実施した際に、支援が必要と認められる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ、支援を実施することに留意していただきたい。

なお、こうした取組を継続的に行っていくため、2019 (平成31) 年度 予算案では、未就園児等がいる家庭を訪問する際に必要な費用等の補助 を行う事業を創設することとしている。

# ⑤ 児童虐待防止推進月間における取組及び2019全国フォーラムの開催 について(関連資料25参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、 児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・ 啓発活動を実施している。

平成30年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品

や児童相談所全国共通ダイヤル「189」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布

- ・ 新聞突き出し広告、政府広報ラジオ、Yahoo!バナー広告等の活 用による広報
- ・ 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ (室内照明を活用し、庁舎窓ガラスにオレンジリボンを浮かび上がらせる取組) 等の取組を実施した。

また、2019年度においては、児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生 労働省が主催、関係自治体が共催となって毎年度実施している「子ど もの虐待防止推進全国フォーラム」を2019年11月16日(土)及び17日 (日)に鳥取県倉吉市において開催する予定である。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加を始め、児童虐待防止推進月間の各種取組への協力をお願いする。

### ⑥ 社会福祉士等の資格取得時における実習の受入について

社会福祉士試験や精神保健福祉士試験の受験資格を取得するためには、大学等において指定科目を修めて卒業することや、養成施設における技能習得などが必要であり、その際、児童相談所等における実習を履修する必要がある。

こうした実習は、学生等が将来の就職先を考える際の貴重な機会であり、実習を受け入れる児童相談所にとっては、学生等に業務の重要性についての理解を深めてもらうなど、将来的に児童相談所で勤務する専門職人材の掘り起こしのための貴重な機会ととらえ、各都道府県等におかれては、大学等や養成施設から、実習受入の依頼がなされた際には、積極的な受入について検討をお願いする。

### ⑦ ギャンブル依存症対策関係について

平成30年7月に成立し、同年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)は、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することとしており、国と地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとされている。

ギャンブル等依存症の問題を係る保護者への対応については、これまでも子ども虐待対応の手引きにおいて、依存があるときにはそれによって子どものケアがなおざりにされたり、歪んだケアになる可能性

が高いので、虐待に至る危険は高いと考えるべきであることをお示し している。

今後も、ギャンブル等依存症の問題を抱える保護者に対する際には、 虐待リスクを認識の上、関係機関と連携し、適切に対応いただきたい。

- 8 LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもへの対応について 都道府県及び市町村は、保護者等による虐待防止及び当該子どもの 保護を図る際には、個々の子どもに応じた適切な支援を図る必要があ り、とりわけ、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもにつ いては、相談支援や保護を行う際に、当該特性に配慮した上で、本人 の意思や人格を尊重した適切な措置を講じていただくようお願いする。 なお、LGBTのような性的指向・性自認を持つ子どもへの相談支 援や保護にあたっては、文部科学省が作成した「性同一性障害や性的 指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施につ いて(教職員向け)」も参考としていただきたい。
  - (参考)性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応 等の実施について(教職員向け)

http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/28/04/1369211.htm

# [関連資料]

# 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)のポイント

- ○増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- ○緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成 過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

## 緊急的に講ずる対策

#### I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の<u>引継ぎルールを見直し</u>、全国ルールとして徹底
  - ①<u>全ケース</u>について、リスクアセスメントシート等による<u>緊急性の判断の結果</u>(虐待に起因する外傷等がある事案等)をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
  - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
  - ③移管元児童相談所は<u>引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しない</u>こと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

### Ⅱ 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
  - ・子どもと面会ができず、<u>安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施</u>。その際、<u>必要に応じて警察へ</u> <u>援助要請</u>すること

# Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
  - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
  - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
  - ③①の虐待に起因した<u>一時保護、施設入所等している事案</u>で、<u>保護等が解除され、家庭復帰する</u>事案の情報

なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

### IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
  - ・リスクアセスメントシートの活用等により、<u>リスクを客観的に把握</u>し、<u>リスクが高い場合には一時保護等</u>を躊躇なく実施すること
  - ・一時保護等の措置の解除や<u>家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により</u>保護者支援の状況や地域の支援体制などについて<u>客観的に把握した上で、判断</u>すること
  - ・<u>解除後は</u>、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、<u>進捗状況を関係機関で共有、リスク</u>が高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

## V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

○ 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど<u>関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握</u>する。把握した子どもについて、<u>速やかに</u>その状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

## VI 「児童虐待防止対策体制総合 強化プラン」(新プラン)の策定

- 「児童相談所強化プラン」 (2016年度から2019年度まで) を前倒しして見直す。
- 新たに<u>市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。</u>
- 新プランには、以下の事項を 盛り込む。
  - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための<u>児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策</u>
  - ②一時保護の体制強化策
  - ③子ども家庭総合支援拠点や要 保護児童対策地域協議会の調 整機関などの<u>市町村の職員体</u> 制及び専門性強化などの市町 村における相談支援体制の強 化のための方策

## 児童虐待防止対策のための総合対策

- 1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化
- ○児童相談所における専門性強化の取組促進
- ○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにする ための業務・役割分担の推進
  - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担な ど支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正 児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
  - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- ○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- ○適切な一時保護の実施
- ○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における 相談支援体制・専門性の強化
- ○子どもの権利擁護の仕組みの構築
- ○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討
- 2 児童虐待の早期発見・早期対応
- ○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
  - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを 適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用してい ない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ○支援を必要とする妊婦への支援の強化
- ○相談窓口の設置促進等
  - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- ○相談窓口等の周知・啓発の推進等
  - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる 女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通 ダイヤル(189)をネット等も活用して周知。
- ○在宅支援サービスの充実
  - ・孤立した育児によって虐待につながらないよう、市町村の在宅 支援サービスの充実を図る。
- ○障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- ○児童虐待に関する研修の充実
- ○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- ○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
  - ・ 市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際 の引継ぎ方法についても徹底する。
- ○ⅠCTの活用による情報共有の手法の効率化
- 4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化
- ○児童相談所と警察の連携の強化
  - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や 警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- ○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- ○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
  - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を 進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- ○協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進
- ○医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- ○医療機関における児童虐待対応体制の整備
- ○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携
- 5 適切な司法関与の実施
- ○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法 第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
  - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
  - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第28条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。
- 6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化
- ○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
  - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、 2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な 体制整備を推進する。
- ○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- ○児童養護施設等における家庭的養育の推進

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

#### I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

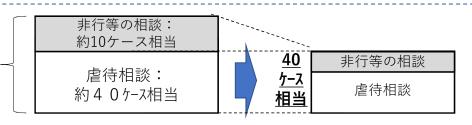
以下の取組を進めることにより、児童福祉司について<u>約2千人程度の増員</u>を図る。

- ※ 現行プラン(2016年度~2019年度):550人程度の増
- ※ 2017年度配置実績:3,253人

#### (1)業務量に応じた配置の見直し

- 〇 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。

児童福祉司は虐待相談以外の 相談ケースも担当しているため、1人当たり虐待相談 約50ケース相当の業務量と なっている



児童福祉司1人当たりの業務量を虐待相談以外の相談 も含め、虐待相談 約40ケース相当の業務量 となるよう見直し

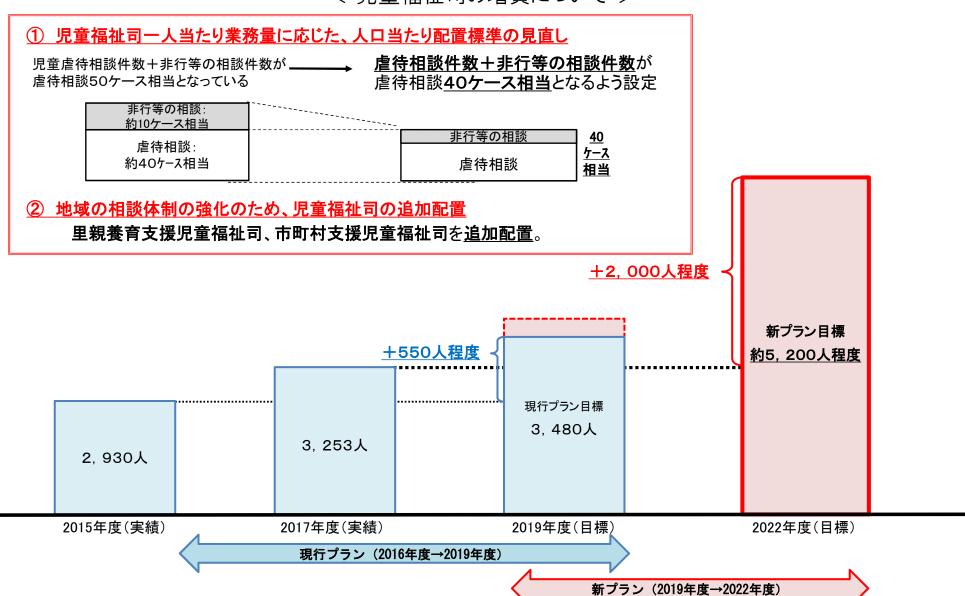
- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。
- (2)地域における相談体制強化のための増員
- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。
- 2 児童心理司、保健師、弁護士について
  - ・児童心理司:上記児童福祉司の増員に合わせた配置
  - 保健師:各児童相談所一人を配置
  - ・<u>弁護士</u>:児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化
- 3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

### Ⅱ 市町村の体制強化

- 1 子ども家庭総合支援拠点の強化
  - 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。
- 2 要保護児童対策地域協議会の強化
- 〇 要保護児童対策地域協議会の<u>調整機関の職員</u>について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、<u>配置を支援</u>する。

32

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント < 児童福祉司の増員について >



# 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平 成 30年 7月 20日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016 年度には 12 万件 を超えており、5年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした。

子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。

本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す。

なお、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。また、目黒区の事案の検証を踏まえて必要な対策については、これらの対策に別途追加して取り組む。

# ≪緊急に実施する重点対策≫

※項目名の最後の括弧書きは、児童虐待防止のための総合対策における該当の項目名を表す。

# I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

(「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」)

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下 のとおり見直し、全国ルールとして徹底する。
  - ① 全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷、ネグレクト、性的虐待等の事案等であることなど)を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
  - ②緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること(移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席すること等を含む。)
  - ③移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助を継続すること

# Ⅱ 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

(「4 関係機関 (警察・学校・病院等) 間の連携強化」)

- 〇 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、 直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルー ルに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底 する。
  - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

# Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化

(「4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化」)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、 全国ルールとして徹底する。
  - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
  - ②通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
  - ③①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

# IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の 実施、解除

- (「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)
- 〇 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底する。
  - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、 リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること
  - ・一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリスト の活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観 的に把握した上で、判断すること
  - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うとと もに、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇 なく再度一時保護等を行うなど、適切に対応すること

# V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

(「2 児童虐待の早期発見・早期対応」)

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

# VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

- (「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)
- 〇 2016 年度から 2019 年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から 2022 年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 〇 新プランには、以下の事項を盛り込む。
  - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、 弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
  - ②一時保護の体制強化策
  - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの 市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の 強化のための方策

# ≪児童虐待防止のための総合対策≫

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

# 1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

# 〇児童相談所における専門性強化の取組促進

- ・平成28年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も 含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研 修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、 必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あ わせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体 に対し理解を求める。

# 〇より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための 業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。
- ・面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・ 市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。

# 〇中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円 滑に行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あら ゆる機会を通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。

# ○適切な一時保護の実施

・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の 策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設(児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。)の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進める。
- ・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子 どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組 について、ガイドラインを作成する等により進める。

# 〇子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援 体制・専門性の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するととも に、児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取 組を行い、市町村職員の専門性強化を進める。
- ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

# 〇子どもの権利擁護の仕組みの構築

- ・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める 体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを 年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。
- ・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度の適切な活用を進める。

# 〇児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

・平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行(2017年4月)後2年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 2 児童虐待の早期発見・早期対応

# 〇乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等により、支援の強化を図る。

- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよ う、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。

# ○支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられるよう、妊婦に寄り添った取組を進める。
- ・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等におけるモデル事業(産前・産後母子支援事業)の実施により得られた成果を踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産後を通じた支援の体制を強化する。

# 〇相談窓口の設置促進等

・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

# 〇相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・「日齢0日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、インターネット等を活用し、速やかに周知する。
- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。
- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な 育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育 児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために~愛の 鞭ゼロ作戦~」を乳幼児健診の場や学校(幼稚園を含む。以下同じ。)、

保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

# 〇在宅支援サービスの充実

・孤立した育児によって虐待につながることのないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

# ○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども (その疑いのある子どもを含む。)のいる家庭に早期にアプローチし、 適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童 発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診 や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備 を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

# 〇児童虐待に関する研修の充実

・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児 童虐待に関する研修の実施を促進する。

# 〇非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図るための体制強化を図る。
- ・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐 待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援 に取り組む。

# 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

# ○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

・通告受理後、原則 48 時間以内に市町村等において、安全確認ができない場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

# 〇ICTの活用による情報共有の手法の効率化

- ・転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有 について、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。
- ・ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約した情報から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進める。

# 4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化

# 〇児童相談所と警察の連携の強化

- ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用 も含めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとと もに、警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待 への対応力の向上を図る。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各 種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。
- ・児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、 連携を強化する。

# ○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、 保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うこと について、速やかに周知徹底する。
- ・学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

# 〇要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

・要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報 共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

# ○協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進

・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

# ○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

・医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

# ○医療機関における児童虐待対応体制の整備

- ・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児 童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強 化する。
- ・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、 医療機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図 る。
- ・平成30年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はその疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつつ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引き続き検討していく。

# 〇生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

- ・市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。
- ①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
- ②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合 は、生活困窮者自立支援窓口に連絡すること
- ・離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施する。
- ・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における活動との連携を図る。

# 5 適切な司法関与の実施

- 〇家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉 法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
  - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、 横展開することなどにより、保護者支援を進める。
  - ・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。 (再掲)
  - ・このような体制強化を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第 28 条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

# 6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化

# ○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進

・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020 年度から 10 年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

# ○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

- ・「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関する ガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、 早急に取り組む。
- ・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。(再掲)
- ・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報に積極的に取り組む。
- ・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を 図る。

# 〇児童養護施設等における家庭的養育の推進

・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

#### I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増 員を図る。

- ※ 現行プラン (2016 年度~2019 年度): 550 人程度の増
- ※ 2017年度配置実績: 3,253人
- (1)業務量に応じた配置の見直し
  - 〇 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、 虐待対応職員の増員を図る。
  - 具体的には現行の配置標準が、児童福祉司一人当たり業務量が、虐待相談が、40ケース相当となるよう設定されていることを見直し、児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、虐待相談40ケース相当となるよう設定。
  - 〇 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。
- (2) 地域における相談体制強化のための増員
  - 〇 家庭養育を推進するため、里親養育支援のための児童福祉司を配置 する。
  - 〇 市町村が行う相談支援体制を強化するため、地域ごとに児童相談所 と市町村が連携体制を強化するとともに、児童相談所が専門的な観点 から助言・支援を行うことができるよう、児童福祉司を配置する。

#### 2 児童心理司の増員

○ 1 に記載した児童福祉司の増員に応じて児童心理司を増員する。

#### 3 保健師の増員

- 〇 保健師について、児童相談所当たり一人配置する。
  - ※ 児童福祉法上は、「医師又は保健師」を児童相談所へ配置することとなっており、医師の配置については児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

### 4 弁護士の配置等

〇 弁護士については、児童福祉法上、「弁護士の配置又はこれに準ずる 措置を行う」こととされており、任期付き職員の活用も含めた弁護士 の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう な法的対応体制強化のため、児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 も含め支援を行う。

# 5 一時保護所

○ 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

# Ⅱ 市町村の体制強化

- 1 子ども家庭総合支援拠点の強化
  - 〇 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子 ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

## 2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、 研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。
  - ※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新 の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

# 緊急総合対策の更なる徹底・強化について(ポイント)

平成31年2月8日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

- 今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、そのための児童福祉法の改正法案の提出に向けて取り組む。
- 当該緊急点検の結果については、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において共有する とともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。
- 今すぐできること、今すぐやるべきことを徹底して洗い出し、今後の児童虐待防止対策につなげていく。

# 1 緊急安全確認

- ▶ 児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- ▶ 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- ▶ 保護者が虐待を認めない場合、転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この場合、躊躇なく一時保護、立入調査する等的確な対応をとること

# 2 新ルールの設定

- ▶ 子どもの安全を第一に、「通告元は一切明かさない、資料は一切みせない」という新たなルールを設定すること
- ▶ 保護者が威圧的な要求等を行う場合には、複数の機関で共同対処すること。そのための、新たなルールを設定すること
- ▶ 学校欠席等のリスクファクターを見逃さない新たな情報提供のルールを設定すること

# 3 抜本的な体制強化

- ★ 新プラン(2019年度~2022年度)に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること特に、初年度(2019年度)について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- ▶ 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- ▶ 学校·教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること



# 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の 資料4 更なる徹底・強化について

平成 3 1 年 2 月 8 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増 加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然 として深刻な社会問題となっている。

今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、現時点 において把握している事実関係を踏まえ、「児童虐待防止対策の強化に向 けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係 閣僚会議決定) に係る以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体 制強化を図る。また、児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図る ための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組む。

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、点検結果を 共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏 まえて、更なる対策に取り組む。

# 1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

- 児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースに ついて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待 が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度 や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提 示し、それに基づき指導すること
- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒 む場合や転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等は リスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立 入調査を行う等的確な対応をとること

# 2 新たなルールの設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設 定すること
  - ・保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするととも に、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝え ることを徹底すること
  - ・子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等 の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保 護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応す ること
- 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルール を設定すること
  - ・学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること
  - ・要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに 児童相談所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談 所等は連携して必要な対応を行うこと

# 3 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化

○ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(2019 年度~2022 年度)に基づき、児童福祉司を 2,020 人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること

特に、初年度(2019年度)について、児童福祉司を1,070人程度 増加させるなど前倒しで取り組むこと

- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童 福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校や教育委員会において、児童相談所及び警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること
- 児童相談所や市町村が支援を行っている家庭が転居した際の引継ぎを徹底すること

- 児童相談所に警察職員や警察OBの職員配置を進めること
- 親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第 28 条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促すこと
- 関係機関が連携して対応する好事例の全国展開を図ること

# 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認について(ポイント)

「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日)に基づき、児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、緊急的に安全確認を行う。

### スケジュール

調査依頼: 2月14日(木) [3月8日(金)までの間に実施] → 回収〆切:3月14日(木)

#### 安全確認の内容について

#### 〈対象児童〉

<u>平成31年2月14日現在</u>において、各児童相談所において虐待ケースとして在宅で継続指導、児童福祉司指導の対象となっている児童。

#### 〈安全確認の対象期間〉

平成31年3月8日までの間に安全確認を実施。

※本事案の発生(平成31年1月24日)を踏まえ、自主的に行った安全確認を含む。

#### 〈安全確認の方法等〉

- 対象児童の状況について、児童相談所・市町村の面接等により確認。
- 保護者の状況について、児童相談所・市町村の面接等により確認。
- 確認の結果、必要な場合は安全確保・対応方針の見直し等を実施。
- あわせて状況に応じて警察へ情報提供。

### 〈報告事項〉

対象児童・保護者の状況確認の方法、安全確保などの対応状況、警察への情報提供の状況等

#### 学校等における緊急点検

文部科学省が実施する不登校児童生徒等に関する緊急点検について、学校から児童相談所・市町村に対して情報提供等があった場合には、連携し適切に対応するよう地方自治体に依頼。

平成 31 年 2 月 14 日 事 務 連 絡

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

# 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの 緊急安全確認について(依頼)

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき厚く御 礼申し上げます。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

今般の千葉県野田市の事案を受け、今月8日に開催された「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」に基づき、児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、緊急的に安全確認を行うこととしました。

つきましては、別添のとおり、対象児童の安全確認を行っていただき、その結果を踏まえ、必要に応じて援助方針を見直す等の対応を行っていただくようお願いいたします。また、安全確認の結果等については、別紙様式によりとりまとめの上、平成31年3月14日(木)までにご報告いただくようお願いいたします。

また、本日付けで内閣府、文部科学省、厚生労働省から各都道府県教育委員会等に対して、「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について(依頼)」により、学校等において児童虐待が疑われるケースに関する緊急点検の依頼がなされています。本依頼に基づき、学校等から児童相談所に対して情報提供等があった場合には、十分連携を図っていただくとともに、状況に応じて適切な対応を行っていただくよう、併せてお願いいたします。

# 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの

# 緊急安全確認について

# 【安全確認の対象児童】

平成31年2月14日現在において、各児童相談所において継続指導中、児童 福祉司指導中となっている在宅「被虐待」児童。

# 【安全確認の対象期間】

平成31年3月8日までの間に実施すること。

なお、本事案の発生(平成31年1月24日)を踏まえ、自主的に行った安全 確認を含むこと。

# 【安全確認の結果の報告について】

安全確認の結果等について、次の事項について報告をお願いします。 ※別紙様式に入力をお願いします。

※今回の安全確認は、対象児童の安全を確認した上で、適切な支援を行うために 実施するものです。このため、この報告では、3月8日までの間に実施した状 況をご報告いただきますが、この期間中に仮に安全確認できていない場合につ いては継続して安全確認を行い、必要な対応をとっていただくようお願いしま す。

#### <対象児童の状況確認>

- ① 対象児童の確認の状況について回答してください。
- ② 対象児童の状況確認ができた場合、その確認方法について、以下のいずれ に該当するか回答してください。
  - ・児童相談所による面接により確認
  - ・市区町村による面接により確認
  - ・その他信頼できる機関(要保護児童対策地域協議会関係機関等)による 面接の情報により確認
- ③ 対象児童の状況確認ができなかった場合、その状況について回答してください。(ここに計上された案件については、本調査後に弊省から個別に再確認をさせて頂く予定です。)

#### <保護者の状況確認>

- ④ 保護者の確認の状況について回答してください。
- ⑤ 保護者の状況確認ができた場合、その確認方法について、以下のいずれに 該当するか回答してください。
  - ・児童相談所による面接により確認
  - ・市区町村による面接により確認
  - ・その他信頼できる機関(要保護児童対策地域協議会関係機関等)による 面接の情報により確認
- ⑥ 保護者の状況確認ができなかった場合、その状況について回答してください。(ここに計上された案件については、本調査後に弊省から個別に再確認をさせて頂く予定です。)

#### <援助方針の見直し状況>

- ⑦ 対象児童及び保護者の状況確認等を踏まえた、援助方針の見直しの有無に ついて回答してください。
- ⑧ 援助方針の見直しを行った場合、見直し後の援助方針(主なもの(※))に ついて回答してください。
  - ※ 例えば、「市町村送致」に援助方針を見直したが、市町村の支援が開始するまで並行して児童相談所による「継続指導」を行う場合は、「市町村送致」のみ 計上すること。

#### <警察への情報提供の状況>

⑨ 児童相談所等による確認を行う中における、児童相談所から警察への情報 提供の有無について回答してください。

# ※平成31年3月14日(木)までに、下記担当あてご回答ください。

#### 【担当】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童相談係 野中、植松、増田

電話 : 03-5253-1111 (内)4866

E-mail: nonaka-kazunori@mhlw.go.jp

uematsu-ryou@mhlw.go.jp

masuda-youhei@mhlw.go.jp

各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課 各都道府県私立学校主管課 附属学校を置く各国立大学法人担当部課 附属学校を置く各公立大学法人担当部課 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 高等専門学校を設置する地方公共団体担当課 高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課 高等専門学校を設置する各学校法人担当課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課 各都道府県保育担当課 各 指 定 都 市 保 育 担 当 課 各中核市保育担当課 各都道府県認定こども園主管課 各都道府県障害児支援担当課 各指定都市障害児支援担当課

> 内 閣 府子ども・子育で本部参事官 (認定こども園担当)付 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 初等中等教育局児童生徒課 高等教育局専門教育課 厚生労働省子 ども家庭局保育課 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について(依頼)

平素より、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとう ございます。

千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案(以下「本事案」といいます。)に関しては、被害児童が虐待を受けている事実を「いじめに関するアンケート」に対して回答したり、長期間の欠席が続いていたりしたにも関わらず、関係機関の対応が十分になされず、死亡に至ったものと考えられます。また「いじめに関するアンケート」について、市教育委員会の職員が当該児童の保護者からの要求に抗しきれずに手交するという不適切な対応があったことも明らかになっています。

政府としては、今般の事案を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を新たに設置し、子供の安全を最優先に、現時点において把握している事実関係を踏まえ、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定したところです。

文部科学省においても、本事案における課題をしっかりと検証した上で、関係機関とも連携しつつ、 再発防止策を講ずることが重要であると考え、2月8日、浮島文部科学副大臣を主査とする「千葉県野 田市における小学4年生死亡事案に関するタスクフォース」を設置しました。

今般、関係閣僚会議決定に基づき、今回のような虐待が疑われるケースについて、学校・教育委員会については別紙1の要領により、保育所及び地域型保育事業の事業所については別紙2の要領により、認定こども園については別紙3の要領により、障害児通所支援事業所については別紙4の要領により、緊急点検を実施いたします。

貴職におかれては、本依頼の趣旨を十分ご理解の上、

- ・市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く)にあっては所管する学校について点検結果を取りまとめの上、都道府県教育委員会に御報告いただき、都道府県教育委員会にあっては域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く)及び自ら所管する学校(高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。)について、
- ・指定都市教育委員会にあっては所管する学校について、
- ・都道府県私立学校主管課にあっては所轄の私立学校(高等課程を置く私立専修学校を含む。以下同じ。) について、
- ・附属学校を置く国公立大学法人にあっては設置する附属学校について、
- ・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校について、
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構にあってはその設置する学校について、
- ・高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人にあってはその設置する学校について、
- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にあっては所管の高等課程を置く専修学校について、
- ・各市町村保育担当課(指定都市保育担当課及び中核市保育担当課を除く)におかれては、管内の対象 施設について点検結果をとりまとめの上、各都道府県保育担当課にご報告いただき、各都道府県保育 担当課におかれては、管内の市町村について、
- 各指定都市保育担当課及び中核市保育担当課におかれては、管内の対象施設について、
- ・各市町村認定こども園主管課におかれては、管内の認定こども園について点検結果をとりまとめの上、 各都道府県認定こども園主管課にご報告いただき、各都道府県認定こども園主管課におかれては、管 内の市町村について、
- ・各市町村障害児支援担当課(指定都市障害児支援担当課を除く)におかれては、管内の対象事業所について点検結果をとりまとめの上、各都道府県障害児支援担当課にご報告いただき、各都道府県障害児支援担当課におかれては、管内の市町村について、
- 各指定都市障害児支援担当課におかれては、管内の対象事業所について、
- それぞれ点検結果を取りまとめの上、ご報告いただくようお願い申し上げます。

なお、本点検に当たっては、本点検以外の業務の縮減など可能な限り教職員の負担の軽減にご配慮願います。

また、本日付けで厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室から各都道府県に対して、 児童相談所において在宅で指導している全ての虐待ケースに関する緊急安全確認の依頼がなされていま す。本依頼に基づき、児童相談所から情報提供等の依頼があった場合には、十分連携を図っていただき、 必要な協力をしていただきますよう、併せてお願いいたします。

#### 【本件担当】

#### ○本件全般

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導第一係、生徒指導調查分析係

電 話:03 (5253) 4111 (内線 3208、3299)

FAX:03 (6734) 3735

E-MAIL: s-sidou@mext.go.jp

#### ○高等専門学校に関すること

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電 話:03 (5253) 4111 (内線 3347)

FAX: 03 (6734) 3389

E-MAIL: senmon@mext.go.jp

#### ○専修学校の高等課程に関すること

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電 話:03 (5253) 4111 (内線 2939)

FAX: 03 (6734) 3281

E-MAIL: syosensy@mext.go.jp

#### ○保育所等に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係

電 話:03 (5253) 1111 (内線 4853、4854、4839)

FAX: 03 (3595) 2674

E-MAIL: hoikuka@mhlw.go.jp

#### ○認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付

電 話:03 (5253) 2111 (内線 38446)

FAX: 03 (3581) 2521

E-MAIL: kodomokosodatelkai@cao.go.jp

#### ○障害児通所支援事業所に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係

電 話:03 (5253) 1111 (内線 3037)

FAX:03 (3591) 8914

E-MAIL: shougaijishien@mhlw.go.jp

#### 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検要領(各教育委員会及び学校)

#### 1. 本点検の趣旨

本点検は、各教育委員会及び学校において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案 (以下「本事案」といいます。)のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、教育委員会・ 学校、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを 目的とする。

#### 2. 点検対象

- ○国公私立の幼稚園(認定こども園を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制課程を除く)、中等教育学校(通信制課程を除く)、特別支援学校、高等専門学校(第1学年から第3学年に限る)、専修学校の高等課程(通信制課程を除く)
- ○都道府県教育委員会、市町村教育委員会

## 学校に報告を求める事項

○対象児童生徒等

平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

#### ○緊急点検の方法

平成31年3月8日(金)までの間に、以下のいずれかの方法により緊急点検を実施すること。 なお、2月1日以降に本通知による緊急点検に関わらず自主的に確認を行い、以下のいずれかの 方法により面会できたものを含めて差し支えないこと。

- ・学校の教職員による面会
- 教育委員会職員(SSW、指導主事、教育支援センター職員等)による面会
- ・その他関係機関(民生委員、児童委員、フリースクール職員等)による面会

#### ○緊急点検の結果報告

- ①面会できたかどうか
- ②面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか、共有していない場合その理由
- ③面会できた場合、その方法、また、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童 相談所又は警察に情報共有したかどうか

#### 教育委員会に報告を求める事項

#### ○対象事案

- ・学校(※)・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた 児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求され たもの(平成30年度中の事案)
- (※) この事項における「学校」には、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園を含む。

#### ○緊急点検の結果報告

平成31年3月8日(金)までの間に、緊急点検を実施すること。

①対象事案の有無

- ②対象事案がある場合、その対応結果
- ③対象事案がある場合、児童虐待の恐れがあるとして市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共 有したかどうか

#### 3. 緊急点検及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

<高等専門学校以外の学校、教育委員会分>

① 学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、所管する教育委員会、国公立大学法人、厚生労働省の専修学校主管課又は私立学校を所轄する都道府県若しくは特区認定を受けた地方公共団体に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、学校から様式2を提出する必要はない。

- ② 市町村(指定都市を除く。)教育委員会においては、所管の学校から提出された様式2に基づき様式1を記入し、都道府県教育委員会に提出する。都道府県教育委員会は都道府県立学校分も含めて集計した上で様式1に記入し、文部科学省に提出する。
- ③ 指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人及び厚生労働省の専修学校主管課においては、集計した様式1を文部科学省に提出する。
- ④ 特区認定を受けた地方公共団体においては、様式2を文部科学省に提出する。
- ⑤ 市町村(指定都市を除く。)教育委員会は都道府県教育委員会に対して、都道府県教育委員会、 指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人は文部科 学省に対して、記入後の様式2を提出する必要はない。

#### <高等専門学校分>

- ① 国立高等専門学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、独立行政法人国立高等専門学校機構に提出する。独立行政法人国立高等専門学校機構においては、所管の学校から提出された様式2に基づき様式1を記入し、文部科学省に提出する。
- ② 公私立高等専門学校においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式1及び様式2に件数を記入し、文部科学省にそれぞれ提出する。
- ③ 独立行政法人国立高等専門学校機構は文部科学省に対して、記入後の様式2を提出する必要はない。
- 4. 提出期限 平成31年3月14日(木)
  - ※学校及び教育委員会において、本事案に類似するような重大な事案を認知した場合は、直ちに市町村、児童相談所や警察等に通報するとともに、併せて期限を待たずに文部科学省にご連絡ください。また、上記期日経過後も、文部科学省の支援が必要な場合は、速やかにご連絡ください。
- 5. 提出方法及び提出先
- (1) 提出方法 以下の提出先へE-mail による提出(添書不要)
- (2) 提出先

<高等専門学校、高等課程を置く専修学校**以外の学校、教育委員会**分>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係・生徒指導調査分析係 (メールアドレス s-sidou@mext.go.jp)

その際、件名は「【緊急点検(国公私別・都道府県・政令指定都市名)】」とすること。

#### <高等専門学校分>

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係 (メールアドレス senmon@mext.go.jp) その際、件名は「【緊急点検(法人名)】」とすること。

#### <高等課程を置く専修学校分>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係 (メールアドレス syosensy@mext.go.jp) その際、件名は「【緊急点検(高等専修学校)(国公私別・都道府県名)】」とするこ

#### 6. 留意事項

点検の結果、該当する事案を把握した市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会の協力も得ながら、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、学校に対して指導助言又は援助すること。

また、国立大学法人においても、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、設置する附属学校に対して指導助言又は援助すること。

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検要領(保育所及び地域型保育事業の事業所)

#### 1. 本点検の趣旨

本点検は、保育所及び地域型保育事業の事業所(以下「保育所等」という。)において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案(以下「本事案」といいます。)のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、保育所等、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

#### 2. 点検対象

保育所、地域型保育事業の事業所(設置主体を問わない)

- ※保育所型認定こども園は除く。
- ※事業所内保育所においては、地域枠・従業員枠の子どもをともに対象とする。

## 保育所等に報告を求める事項

○対象児童

平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登園していない児童

#### ○緊急点検の方法

平成31年3月8日(金)までの間に、以下のいずれかの方法により緊急点検を実施すること。

- ・市町村職員による面会
- ・保育所等の職員による面会
- その他関係機関(民生委員、児童委員等)による面会
- ※1 面会は、市町村職員又は保育所等の職員等のどちらが実施するのかについて、市町村と保育 所等で調整の上、実施すること。ただし、市町村に保育の実施責任があることを踏まえ、保育 所等の体制を鑑みて保育所等の職員による面会が困難と認められる場合は、市町村職員が実施 すること。
- ※2 事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもが、点検対象に該当する場合について、保育所等の職員が面会にいくことが困難な場合は、当該子どもの居住市町村に連絡し、 当該子どもに対する面会を依頼すること。

当該子どもの居住市町村については、面会の結果等について、保育所等に報告し、保育所等からその所在地市町村に報告すること。保育所等の所在地市町村は、その結果を含め、都道府県に報告すること。この場合、二重計上を避ける観点から、当該子どもの居住市町村については、都道府県への報告に含めない。

#### ○緊急点検の結果報告

- ①面会できたかどうか
- ②面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどう か、共有していない場合その理由
  - ※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。
- ③面会できた場合、その方法、また、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童 相談所又は警察に情報共有したかどうか
  - ※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。

3. 緊急点検及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

① 保育所等においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、市町村に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、保育所等から様式2を提出する必要はない。

- ※1 点検対象に該当する事案があり、かつ、保育所等の職員による面会が困難である場合は、様式2の必要事項のみ記載し、至急、保育所等が所在する市町村に連絡を行うこと。
- ※2 事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもが、点検対象に該当する場合については、これも含めて、様式2に件数を記入すること。
- ② 保育所等から保育所等職員による面会が困難である旨報告を受けた市町村は、速やかに連絡を受けた児童に対して面会を行うこと。

また、事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもについて、2. 中「保育所等に報告を求める事項」の「○緊急点検の方法」※2のとおり対応すること。

- ③ 市町村においては、所管の保育所等から提出された様式2及び市町村職員による面会の結果に基づき様式1-2を記入し、都道府県に提出する。都道府県は管内市町村の報告結果を集計した上で様式1-1に記入し、厚生労働省に提出する。
  - ※ この際、事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもについて、保育所等が所在する市町村から都道府県に報告することとしており、二重計上を避ける観点から、支給認定を行った市町村については、その件数について、様式1の件数に含めない。
- 4. 提出期限 平成31年3月14日(木)
  - ※<u>緊急に対応が必要な案件があれば、期限を待たずに直ちに市町村、児童相談所や警察等と連携を図っていただき、必要に応じて厚生労働省にご相談ください。</u>
- 5. 提出方法及び提出先
- (1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出(添書不要)
- (2)提出 先 厚生労働省子ども家庭局保育課 (メールアドレス hoikuka@mhlw.go.jp) その際、件名は「【緊急点検(都道府県・政令指定都市名・中核市)】」とすること。

#### 6. 留意事項

点検対象に該当する事案を把握した市町村保育担当課においては、児童相談所、警察等の関係機関と 連携し、保育所等に対して指導助言又は援助すること。

#### 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検要領(認定こども園)

#### 本点検の趣旨

本点検は、認定こども園において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案(以下「本事案」といいます。)のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、認定こども園・認定こども園主管課、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

#### 2. 点検対象

○公私立の幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認 定こども園

#### 認定こども園に報告を求める事項

○対象園児

平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登園していない園児

#### ○緊急点検の方法

平成31年3月8日(金)までの間に、以下のいずれかの方法により緊急点検を実施すること。

- ・認定こども園の教職員による面会
- 自治体職員(指導主事、教育支援センター職員等)による面会
- その他関係機関(民生委員、児童委員等)による面会

#### ○緊急点検の結果報告

- ①面会できたかどうか
- ②面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどう か、共有していない場合その理由
- ③面会できた場合、その方法、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所 又は警察に情報共有したかどうか

#### 3. 緊急点検及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

① 認定こどもにおいては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、市町村の認定こども園主管課に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、認定こども園から様式2を提出する必要はない。

- ※ 点検対象に該当する事案があり、かつ、認定こども園の教職員による面接が困難である場合は、 様式2の必要事項のみを記載し、至急、認定こども園が所在する市町村に連絡を行うこと。
- ※ 認定こども園から認定こども園教職員による面会が困難である旨報告を受けた市町村は、速やかに連絡を受けた園児に対して面会を行うこと。
- ② 市町村においては、管内の認定こども園から提出された様式2及び自治体職員による面会の結果に基づき様式1-2を記入し、都道府県に提出する。都道府県は管内の市町村の報告結果を集計した上で様式1-1に記入し、内閣府に提出する。
- 4. 提出期限 平成31年3月14日(木)

# ※緊急に対応が必要な案件があれば、期限を待たずに直ちに市町村、児童相談所や警察等と連携を図っていただき、必要に応じて内閣府に御相談ください。

## 5. 提出方法及び提出先

- (1) 提出方法 以下の提出先へE-mail による提出 (添書不要)
- (2)提出先 内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付(メールアドレス kodomokosodatelkai@cao.go.jp)その際、件名は「【緊急点検(都道府県名)】」とすること。

#### 6. 留意事項

点検対象に該当する事案を把握した市町村認定こども園主管課においては、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、認定こども園に対して指導助言又は援助すること。

# 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検要領 (障害児通所支援事業所)

#### 1. 本点検の趣旨

本点検は、各都道府県及び指定都市において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案(以下「本事案」といいます。)のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、障害児通所支援事業所、都道府県、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

#### 2. 点検対象

○児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所(共生型事業 所、基準該当事業所を含む)

#### 市町村に報告を求める事項

#### ○対象児童

平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度もサービスを利用していない児童(※1) (※2)。

ただし、認可保育所、地域型保育事業の事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校との並行 通園を行っている児童は対象としない。

- (※1) 障害児支援利用計画において2月1日から2月14日までの間に利用予定がない場合も含む。
- (※2) 児童が一月に複数の事業所を利用している場合は、二重計上を避ける観点から、上限額管理を行っている事業所において確認を実施すること。

#### ○緊急点検の方法

平成31年3月8日(金)までの間に、事業所職員による自宅等への訪問及び面会により実施すること。(特段の事情のある場合は、市町村職員又は関係機関職員等により実施しても差し支えない。)

#### ○緊急点検の結果報告

- ①面会できたかどうか
- ②面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか、共有していない場合その理由

※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。

- ③面会できた場合、その方法、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所 又は警察に情報共有したかどうか
  - ※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。

#### 3. 緊急点検及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

① 障害児通所支援事業所においては、点検対象に該当する事案がある場合には、様式2に件数を記入し、市町村の障害児支援担当課に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、提出する必要はない。

※ 点検対象に該当する事案があり、かつ、障害児通所支援事業所職員による面接が困難である場

合は、様式2の必要事項のみを記載し、至急、事業所が所在する市町村に連絡を行うこと。

- ※ 障害児通所支援事業所から事業所職員による面会が困難である旨報告を受けた市町村は、速やかに連絡を受けた児童に対して面会を行うこと。
- ② 市町村(指定都市を除く)においては、管内事業所に対し、様式2を用いて虐待が疑われる事案 把握の状況の報告を求め、様式1-2により集計し、都道府県に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、事業所から市区町村に対し、該当がない旨を連絡することとし、様式2を提出する必要はない。

- ※ 点検対象に該当する事案があり、かつ、事業所職員による面会が困難である場合は、様式2の 必要事項のみ記載し、至急、事業所が所在する市町村に連絡を行うこと。
- ③ 指定都市においては、管内事業所に対し、様式2を用いて虐待が疑われる事案把握の状況の報告を求め、様式1-1により集計し、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課に提出する。

なお、点検対象に該当する事案がない場合には、事業所から市区町村に対し、該当がない旨を連絡することとし、様式2を提出する必要はない。

- ④ 都道府県においては、管内市町村から提出を受けた様式1-2に基づき様式1-1を作成し、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課に提出する。
- 4. 提出期限 平成31年3月14日(木)

※緊急に対応が必要な案件があれば、期限を待たずに直ちに市町村、児童相談所や警察等と連携を図っていただき、必要に応じて厚生労働省にご相談ください。

- 5. 提出方法及び提出先
- (1) 提出方法 以下の提出先へE-mail による提出(添書不要)
- (2) 提出先 障害福祉課障害児·発達障害者支援室障害児支援係

(メールアドレス shougaijishien@mhlw.go.jp)

その際、件名は「【緊急点検(都道府県・指定都市名)】」とすること。

#### 6. 留意事項

点検において虐待に該当すると思われる事案を把握した市町村においては、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、実態の把握及び必要な援助を実施すること。

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

# 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの 緊急安全確認等への協力依頼

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき厚く御 礼申し上げます。

今般の千葉県野田市の事案を受け、今月8日に開催された「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」に基づき、児童相談所において在宅指導している虐待ケースについて緊急安全確認を行っていただくことについて、「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認について(依頼)」(平成31年2月14日付事務連絡)(別添1)により依頼させていただいたところです。

当該緊急安全確認に際しては、子どもや保護者への面接による状況確認を行っていただくこととしておりますが、子どもや保護者への面接は、児童相談所のほか、個々のケースの状況に応じて、市区町村やその他児童相談所が確実に安全確認をできると判断した信頼のできる機関(要保護児童対策地域協議会関係機関等)により行っていただくことを想定しております。

つきましては、当該緊急安全確認への協力について、管内市区町村のほか必要な関係機関等へ周知いただくとともに、各市区町村より、要保護児童対策地域協議会関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。

また、本日付けで内閣府、文部科学省、厚生労働省から各都道府県教育委員会等に対して、「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について(依頼)」(別添2)により、学校等において児童虐待が疑われるケースに関する緊急点検の依頼がなされています。本依頼に基づき、学校等から市区町村に対して情報提供等があった場合には、十分連携を図っていただくとともに、状況に応じて適切な対応を行っていただくよう、併せて周知いただくようお願いいたします。

# 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認(平成31年2月14日付け事務連絡)に係る主なご質問と回答

ご質問	回答	
【安全確認の対象児童】		
指導委託しているケースは対象になるのか。	在宅で指導している場合は対象になる。	
【安全確認の結果の報告】		
状況確認とあるが、電話で確認した場合も状況確認といえるのか。	今回の緊急安全確認は在宅で指導しているケースを対象に、援助方針の見	
	直しも含めた総合的なアセスメントを行うために実施しているものである	
	ため、面接(対面)による状況確認を行うこと。なお、児童相談所が対面で	
	行うことが困難な場合は、信頼できる機関により、面接を行うこと。	
保護者の状況確認とあるが、この"保護者"は誰を指すのか。	加害親を指す。	
	ただし、必要に応じて非加害親の状況確認を行っていただきたい。	
両親それぞれの状況確認を行った場合は、様式上保護者への確認できたに	加害親への状況確認を行うことで1を入力する。	
2と入力するのか。		
3月8日までに援助方針が決まらなかったケースについては、どのように	様式の⑦援助方針見直しの有無の「援助方針の見直し(あり)」欄に計上	
様式に計上すれば良いか。	し、⑧援助方針の見直しを行った場合の見直し後の援助方針の「その他」欄	
	に計上のうえ、「その他」の詳細欄に、"援助方針の見直し方針未決定〇件"	
	と記載すること。なお、この案件については、本調査後に弊省から個別に再	
	確認させていただく予定。	
児童相談所から警察への情報提供は、どのような場合に行うのか。	安全確認を行う中で、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」	
	(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止に関する関係閣僚会議決定)、「児童虐待	
	への対応における警察との連携の強化について」(平成 30 年 7 月 20 日付け	
	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)(以下「緊急総合対策等」とい	
	う。)及び「警察との情報共有に関するFAQ(自治体向け)」(平成 30 年 11	
	月 27 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡)	

	に基づいて、児童相談所が警察と共有すべきとされた情報を得た場合には、
	警察に情報提供されたい。
	なお、情報提供には、警察への援助要請を行うことも含む。
警察への情報提供は、個別に行うべきか。調査の結果をとりまとめる段階	緊急総合対策等に基づいて児童相談所が警察と共有すべきとされた情報
で、まとめて情報提供してもよいのか。	は、児童の生命・身体の安全に対する危険性、緊急性が高いものであること
	から、安全確認の過程で当該情報に該当することが判明した段階で、個別に、
	速やかに情報提供を行われたい。
警察への情報提供に際して、どのような事項を伝達すべきか。	事案の概要のほか、在宅指導に至った経緯、警察と共有すべき情報に該当
	すると判断した理由、児童相談所としてのリスク評価とともに、警察に執っ
	てほしい措置の有無及びある場合にはその具体的内容など必要な情報を明
	確に伝達した上で、その後の対応について警察と緊密に協議されたい。
安全確認の結果、外傷等を把握したが、保護者が虐待行為を否定するなど	今回の緊急安全確認の趣旨を踏まえ、外傷等を確認した場合には、保護者
により、当該外傷等が「虐待による」ものと断定できない場合には警察に情	が虐待行為を否定するなどにより「虐待による」ものとの断定が困難な場合
報提供すべきか。	であっても、児童相談所が虐待事案として緊急性や重篤度をアセスメントし
	た結果、警察と共有すべき情報に該当すると判断した事案については、警察
	に情報提供されたい。
安全確認を試みたが児童と面接できなかった場合は、警察に対し、情報提	今回の緊急安全確認の趣旨を踏まえ、児童と面接できないことに正当な理
供すべきか、それとも援助要請を行うべきか。	由がある場合(病気で入院中であり、医師の判断で面会が制限されている場
	合等)を除いては、少なくとも警察に情報提供を行うとともに、保護者が児
	童との面接を強硬に拒否・妨害するなど、児童の生命・身体の安全に対する
	危険性が高いことが疑われる場合には、警察に援助要請を行われたい。
継続指導中・児童福祉司指導中のケースが転居した場合、今回の緊急安全	ケースの状況に応じて、それぞれ以下の①~④のとおり対応されたい。
確認においてどのように対応するのか。	①平成 31 年 2 月 14 日現在において、転居した場所が明らかである場合
	→ 転入先の児童相談所が安全確認を行い、その結果を報告すること。
	※ 転居先の児童相談所は、ケース移管手続きの完了を待たず、速やかに当
	該児童の安全確認を行い、その結果を報告すること。報告の際は、転出元
	が行っていた指導区分(継続指導又は児童福祉司指導)により整理するこ
	と。

# ②平成31年2月14日現在において、転出元の児童相談所において、転出の事実は把握しているが、転居した具体的な場所が未確認の場合

- → 転出元の児童相談所は、転入の予想される自治体を管轄する児童相談 所へ通告を行うこと。転居した具体的な場所が明らかでない場合には、 転出元の児童相談所においても市町村と連携して引き続き状況把握に 努めるとともに、通告を受けた児童相談所においては、当該市町村と連 携して、当該児童の把握に努めること。
- ※ 通告を受けた児童相談所は、ケース移管手続きの完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行い、その結果を報告すること。報告の際は、 転出元が行っていた指導区分(継続指導又は児童福祉司指導)により整理すること。

#### ③平成31年2月14日以降に転出した場合

- → 転出元の児童相談所は、速やかに、転入が予想される自治体を管轄する児童相談所へ通告を行うこと。転居した具体的な場所が明らかでない場合には、転出元の児童相談所においても市町村と連携して引き続き状況把握に努めるとともに、通告を受けた児童相談所においては、当該市町村と連携して、当該児童の把握に努めること。
- ※ 通告を受けた児童相談所は、ケース移管手続きの完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行い、その結果を報告すること。報告の際は、 転出元が行っていた指導区分(継続指導又は児童福祉司指導)により整理すること。

#### ④転出先が不明な場合

→ 全国児童相談所長会において取り決められた「児童虐待における他県 児童相談所との連携について」に基づき、全国の児童相談所へ調査を行 うこと。

	_	٠
•		3
•		

	<ul> <li>※ 該当児童を発見した児童相談所は、ケース移管手続きの完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行い、その結果を報告すること。報告の際は、転出元が行っていた指導区分(継続指導又は児童福祉司指導)により整理すること。</li> <li>※ 転出元と転出先の児童相談所は、児童の安全確認に向けて連携して対応するとともに、今回の結果の入力に当たっても、重複がないように対応されたい。</li> </ul>
	15 2 1 1 2
ように対応するのか。	① 安全確認する期間中に、遠方の親族宅にいるなどの理由により、子どもに会えないと言われた場合には、いったん自宅を訪問し、自宅の状況を把握すること。その際に、自宅に子どもがいる可能性がある場合には、 躊躇せずに立入調査を検討し、子どもの安全確認を最優先とした対応を行うこと。
	② 子どもが自宅に不在であることが確認されている場合にも、子どもが
	滞在している場所を特定し、そこに現に子どもがいるかどうか、子ども
	の安全が確保されているかについて、所管児童相談所の協力を得て、確
	認すること。
対象児童の状況確認の方法における「その他信頼できる機関(要保護児童	機関ではない、「民生委員」「児童委員」を想定している。
対策地域協議会関係機関等)」の「等」は何を想定しているのか。	
今回の緊急安全確認の対象ケースの家庭について、DV が疑われる場合に	DV の問題がある家庭で子どもが育つことは、子どもが目撃するか否かに
は、どのような対応をとる必要があるか。	関わらず、心理的虐待として対応する必要がある。
	また、DVに伴って、子ども自身が直接暴力などの虐待を受けている場合も
	あることに留意が必要である。
	対象ケースの家庭に DV の問題が疑われる場合は、配偶者暴力相談支援セ
	ンターや婦人相談員等に協力を求め、緊密な連携を図るとともに、児童相談
	所においては、子どもの権利擁護の視点から、子どもの立場に立って支援を

	Τ.		
	進めること。		
【その他】			
厚生労働省と文部科学省それぞれから緊急安全確認の依頼がされている	重複するケースについては、重複排除せずにそれぞれに報告していただく		
が、重複するケースがあると考える。重複ケースについては、どちらかに計	必要がある。また、どちらかが安全確認を行い、その状況を共有することで、		
上すれば足りるのか。また、どちらかが安全確認を行い、その状況を共有す	他方も安全確認を行ったこととしても良い。		
ることで、他方も安全確認を行ったこととして良いのか。			
「緊急総合対策の更なる徹底・強化について」にある「等」は何を想定し	「等」について、以下の内容を想定している。		
ているのか。	①「転居を繰り返す <u>等</u> 関係機関との関わりを避ける場合」		
	→転校を繰り返す場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合		
	②「関係機関との関わりを避ける場合 <u>等</u> 」		
	→近隣住民との関わりを避ける場合など社会的に孤立している場合や、関		
	係機関との関わりを拒む場合		
	③「立入調査をする <u>等</u> 」		
	→臨検・捜索による対応		
	④「学校欠席 <u>等</u> のリスクファクター」		
	→不自然な外傷がある、虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、		
	家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化を学		
	校が把握したときに、児童相談所・市町村に情報提供又は通告を行うこ		
	٤		

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)のポイント (平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新 プラン)を策定する。

児童相談所の体制強化					
	2017年度 実績		2022年度 目標		増員数
児童福祉司	3, 240 人	$\rightarrow$	5, 260 人	+	2, 020 人程度
児童心理司	1, 360 人	$\rightarrow$	2, 150 人 <sub>※1</sub>	+	790 人程度
保健師	100 人※3	$\rightarrow$	各児童相談所※2	+	110 人程度
合計	4, 690 人	$\rightarrow$	7, 620 人	+	2, 930 人程度

# 市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106 市町村※	$\rightarrow$	全市町村	_
要対協調整機関調整担当者	988 市町村※	$\rightarrow$	全市町村	_

※2018年2月実績

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン

平成 30 年 12 月 18 日

# 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定

## 1. 目 的

2016 年 5 月に全会一致で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28 年法律第63 号。以下「平成28 年改正法」という。)においては、子どもの家庭養育優先原則や国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられた。

また、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強 化プラン」(平成 28 年 4 月 25 日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部 決定)を策定した。

しかしながら、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対 応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶 たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされた。これを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)が取りまとめられた。

緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」

(新プラン)を策定する。

児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となって、必要な取組を強力に進めていく。

# 2. 対象期間

新プランの対象期間は、2019年度から2022年度までとする。

# 3. 児童相談所の体制強化

# (1) 児童福祉司の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子ども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、次の①及び②のとおり配置標準を見直した上、2017年度の約3,240人から2022年度までに全国で2,020人程度増員する。

① 児童相談所の人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が50ケース相当から40ケース相当(注)となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す。

(注)児童虐待相談における業務量として換算したケース数

- ② 里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の配置
  - ・里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児 童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
  - ・市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を、都道府県の管内30市町村につき1人(指定都市は1人)配置する。

### 【目標】2017年度 3,240人

→ 2022 年度 5,260 人 (+2,020 人程度)

### (2) スーパーバイザーの増員

児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司

の指導・教育を行う児童福祉司 (スーパーバイザー) について、児童福祉司の増員に応じて増員する (児童福祉司の増員の内数)。

### 【目標】2017年度 620人

→ 2022 年度 920 人 (+300 人程度)

### (3) 児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、2024年度までに心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。)2人につき1人配置することとし(2,500人)、2022年度までに全国で790人程度増員する。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討する。

### 【目標】2017年度 1,360人

→ 2022 年度 2,150 人 (+790 人程度)

### (4) 保健師の増員

子どもの健康・発達面に関する支援の充実を図るため、保健師について、2020年度までに全国で70人程度増員する。

### 【目標】2017年度 140人

→ 2020 年度 各児童相談所(+70 人程度)

### (5) 弁護士の配置等

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、児童相談所における法的対応体制を強化する。

### (6) 一時保護の体制強化

必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や 職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画 の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設(児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。)の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよ

### う、環境整備を進める。

一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

## 4. 児童相談所の専門性強化

平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。

児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も 含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修 について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。

地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。

専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。

児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

# 5. 市町村の体制強化

# (1) 子ども家庭総合支援拠点の強化

市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市町村に設置する。

# 【目標】2018 年度 106 市町村 → 2022 年度 全市町村

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の一体的な設置について、効果的な取組が実施できる仕組みを構築する。

## (2) 要保護児童対策地域協議会の強化

要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の調整担当者について、2022年度までに全市町村に配置する。

【目標】2018 年度 988 市町村 → 2022 年度 全市町村

## 6. 市町村の専門性強化

子ども家庭総合支援拠点の職員について、研修の実施等により専門性を確保する。

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、地域の連携体制の充実 を図るため、要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される常勤の 調整担当者について、平成28年改正法により義務化された調整担当者 研修の着実な実施等により、専門性を確保する。

市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を配置する。(再掲)

# 7. その他児童虐待防止に向けた必要な取組

1~6に掲げるもののほか、緊急総合対策等に基づき、必要な取組を着実かつ強力に進める。

# 新プランの目標

				月間(2019年度から2022年度まで) R健師については2020年度を目標とする。						
	2017年度	実績		配置目	配置目標		増員数			
【児童相談所】										
児童福祉司	3,240	人	<b>→</b>	5,260	人	+	2,020	人程度		
うち スーパーバイザー	620	人	<b>†</b>	920	人	+	300	人程度		
うち 里親養育支援児童福祉 司				各児童相	談所		_			
うち 市町村支援児童福祉司				都道府県:30市 人 指定都市:1人	町村に1		_			
児童心理司	1,360	人	<b>→</b>	2,150	人[注2]	+	790	人程度		
保健師[注1]	140	人	<b>→</b>	各児童相 (2020年度		+	70	人程度		
슴計	4,730	人	<b>→</b>	7,620	人	+	2,890	人程度		
【市町村、要対協調整機	幾関】									
子ども家庭総合支援拠 点(2018年2月 <sub>実績)</sub>	106	市町村	<b>→</b>	全市町	 村					
要対協調整機関調整 担当者(2018年2月実績)	988	市町村	<b>→</b>	全市町	村	_				
【注1】「保健師」については、」	見童福祉法の規!	定上は「医	師又	(は保健師)とされ	こている。					

【注1】「保健師」については、児童福祉法の規定上は「医師又は保健師」とされている。

【注2】2024年度までに2,500人

【注3】進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標の前倒し等の見直しを行うことがあり得る。

各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略 )

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る 2019 年度予算案及び地方財政措置について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先にお示ししたとおり、本年12月18日、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)が決定されたところです。

本日、2019 年度予算案が閣議決定されました。本プランの目標達成に向けた 予算制度等について整理しましたので積極的な活用についてご検討をお願いい たします。併せて、本プランの2019 年度の計画を踏まえた地方財政措置が講じ られる予定となっていますので、別添のとおり、情報提供いたします。

本プランは、特に児童相談所の専門職の増員及び市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置等に係る目標を盛り込んでおります。各地方自治体においては、本プランの趣旨を踏まえ、児童相談所及び市町村の体制及び専門性の強化に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村(指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。)に対する周知についてご配慮をお願いいたします。

I 児童相談所の体制及び専門性強化

1 新プランに掲げる目標の達成に向けた予算制度及び研修について

#### (1)予算制度

虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、高度な専門的知識と技術を要する児童相談所の業務が適切に遂行される必要があり、そのためには、児童相談所の専門性の確保、向上を図ることが不可欠である。

新プランで掲げる専門職の確保及び専門性強化に資する予算として、次の①~③について、2019 年度予算案に新たに盛り込んでいるのでお知らせする。

① 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が福祉系大学や専門学校、高校等との連絡調整や、学生 向けセミナー企画やインターンシップ企画などを行い、児童福祉司等 の専門職の確保するための非常勤職員配置又は委託に必要な費用の 補助を創設。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額(案)】1自治体当たり 4,184 千円

【補助率】国:1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市:1/2

② 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員 の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修セン ター(横浜市)に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設け ることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】西日本で事業を適切に実施することができる自治体

【補助基準額(案)】72,944千円

【補助率】定額

③ 児童相談所の専門性向上に関する研究(子ども・子育て支援推進調査研究事業(委託費))【新規】

国が主催するブロック単位の研修(※)を開催するとともに、さら

なる児童相談所の専門性向上に向けた支援策の検討等を行うための 調査研究を実施。

#### 【実施主体】国

※児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修。

このほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度を整理したので、積極的な活用をお願いする。事業の詳細な内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日付け雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。)を参照いただきたい。

#### ① 義務研修

ア 児童福祉司任用前講習会等

(ア) 児童福祉司任用前講習会

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)は、法第13条第3項第5号又は児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条第11号若しくは同条第12号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会を実施する。
- なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能。特に、児童福祉司任用前講習会は、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助基準額(案)】1都道府県等当たり 3,085,000円

#### (イ) 厚生労働大臣が定める講習会

○ 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施

行規則第6条第6号から第10号まで及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(以下「指定講習会」という。)を実施する。

- 市町村の職員も受講可能であることから、指定講習会の内容には、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなど により、調整機関職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の 資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助基準額(案)】1都道府県等当たり 695,000円

#### イ 児童福祉司任用後研修

- 都道府県等は、児童福祉司を対象として、法第 13 条第 8 項に 規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、 対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額(案)】1都道府県等当たり 3,085,000円

#### ウ 児童福祉司スーパーバイザー研修

- 都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー(法第13条第5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司)を対象として、法 第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する 研修を実施する。
- 児童相談所職員の専門性の向上を図るため、対象以外の者が 受講することも可能であること。

#### 【補助基準額(案)】

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,285,000 円 研修を委託する場合: 1 都道府県等当たり 264,000 円

#### 工 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

- 都道府県等は、調整機関に配置される調整担当者を対象として、 法第25条の2第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合 する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、 対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額(案)】1都道府県等当たり 2,984,000円

#### 才 児童相談所長研修

○ 都道府県等は、児童相談所長を対象として、法第12条の3第3項 に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。

#### 【補助基準額(案)】

自主開催する場合: 1 都道府県等当たり 2,285,000 円 研修を委託する場合: 1 都道府県等当たり 132,000 円

#### ② 義務研修以外の研修等

#### ア 医療機関従事者研修

- 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、歯科医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象として児童虐待に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図る。
- 総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施 するとともに、研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅 広い診療科の医師等を対象とする。

#### 【補助基準額(案)】

1都道府県等、中核市及び特別区当たり 555,000円

#### イ 虐待対応関係機関専門性強化事業

#### (ア) 協力体制整備

- 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等(以下「主任児童委員等」という。)の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
- 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。
- 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員と して登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるため のネットワークを整備する。

#### 【補助基準額(案)】

研修を実施した場合

:1都道府県等当たり 307,000円

研修等への参加を促進した場合

:1都道府県等及び市町村当たり 307,000円

#### (イ) 専門家の養成等

- 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期 対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士 等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を 実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドラインを作成 し、関係機関に配布するなどの活用を図る。
- 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上 実施する。

【補助基準額(案)】1 都道府県等当たり 221,000 円

#### (ウ) 未成年後見制度研修

○ 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見 制度等の研修を実施する。

【補助基準額(案)】1都道府県等当たり 196,000円

#### ウ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

- 都道府県等又は市町村は、(1) に掲げる研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。
- 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化する ための各種研修等((1)に掲げる研修を含む。)への参加を促進す る

#### 【補助基準額(案)】

研修を企画し、実施する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 1,511,000 円

研修等への参加を促進する場合

:1都道府県等及び市町村当たり 198,000円

#### エ 研修専任コーディネーターの配置

- 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児 童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研 修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。
- 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、 日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を

実施するための事務全般を行う。

【補助基準額(案)】1都道府県等当たり 4,617,000円

#### (2)研修

新プランで掲げる目標達成に向けた児童福祉司等の増員に際しては、 平成29年4月から義務化された児童福祉司等の研修を着実に実施してい ただくほか、毎年、子どもの虹情報研修センターや国立武蔵野学院等で実 施されている全国研修を積極的に活用いただくことにより、義務研修等 の講師、児童心理司、一時保護所職員等の養成を図っていただくようお願 いする。

#### 2 2019 年度における地方財政措置について

2019 年度、新プランの計画初年度においては、児童福祉司を約4,300人(注1)、児童心理司を約1,610人(注2)とすることとしており、これを踏まえた地方財政措置が講じられる予定である。

- 注1 新プランにおいては、次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、 2017 年度の約3,240 人から2022 年度までに全国で2,020 人程度増員する ことを計画。
  - ・児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す
  - ・里親養育支援児童福祉司(注3)を各児童相談所に配置
  - ・市町村支援児童福祉司(注4)を都道府県の管内30市町村につき 1人(指定都市は1人)配置
- 注2 新プランにおいては、2024年度までに児童福祉司(里親養育支援児童福祉 司及び市町村支援児童福祉司を除く。)2人につき1人配置(2,500人)す ることとし、2022年度までに全国で790人程度増員することを計画。
- 注3 基本的にケースを持たず、フォスタリング機関の養成等の業務を含め、専 ら一貫した里親支援業務を担うことを想定。
- 注4 基本的にケースを持たず、専ら管内の市町村を巡回し、市町村における相談やケースに関するスーパーバイズ、要保護児童対策地域協議会の運営支援など市町村における体制整備、関係機関との連携体制の構築に向けての助言・指導等を行うことを想定。

- II 市町村の体制及び専門性強化
- 1 新プランに掲げる目標の達成に向けた予算制度及び研修について

#### (1) 予算制度

増え続ける児童虐待相談への対応には、児童相談所における対応だけでなく、管内の市町村それぞれが地域の関係機関と連携し、地域の社会資源・サービスを有機的につなぎ、子どもと家族の状況の変化に応じた継続的な支援を行うことで児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応していくことが求められている。

新プランで掲げる目標達成に向け、児童虐待に対応する市町村職員の 資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見等の対応の強化を図るため、 「実施要綱」に定める「児童虐待防止対策研修事業(要保護児童対策地域 協議会調整機関調整担当者研修)」のほか、次の①~④について、2019年 度予算案に盛り込んでいるのでお知らせする。

① 児童虐待防止対策研修事業(市町村向け研修会)【拡充】

子ども家庭総合支援拠点の設置促進や市町村職員の専門性の向上を図ることを目的とし、都道府県が実施する市町村向け研修会について、実施回数の増加を図るため、補助単価を拡充。(補助単価:年4回分→年12回分)

【補助基準額(案)】1か所当たり1,511千円

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

#### <運営費補助>【拡充】

○ 子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を 必須としている職員の人件費は地方交付税措置が行われる予定。そ の他の子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な費用として、非常勤 職員の人件費等を補助。

#### 【補助基準額(案)】(直営の場合)

小規模 A型 (児童人口概ね 0.9 万人未満) : 3,725 千円 小規模 B型 (児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万人未満) : 9,502 千円 小規模 C型 (児童人口概ね 1.8 万人以上 2.7 万人未満) : 15,781 千円 中規模型 (児童人口概ね 2.7 万人以上 7.2 万人未満) : 21,053 千円 大規模型 (児童人口概ね 7.2 万人以上) : 39,057 千円

○ 上記に加え、子ども家庭総合支援拠点において、法的・医学的な

知見を踏まえた対応ができるよう弁護士や医師等の嘱託費用の補助を創設。

【補助基準額(案)】1か所当たり 360 千円

#### <開設準備経費>【新規】

子ども家庭総合支援拠点の開設に必要な改修費や開設準備期間に おける非常勒職員の人件費を補助。

【補助基準額(案)】1か所当たり7,678千円

#### ③ 虐待・思春期問題情報研修センター事業【再掲・拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員 の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修セン ター(横浜市)に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設け ることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】西日本で事業を適切に実施することができる自治体

【補助基準額(案)】72,944 千円

【補助率】定額

④ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性の 向上を図るための研修受講費用等を補助。

【補助基準額(案)】

- ・調整機関職員の専門性強化を図るための取組 受講人数×80 千円
- ・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 660 千円

また、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに当たって、学識経験者等のアドバイザーが自治体に赴き、立ち上げ支援マニュアル等を活用した技術的助言を行う取組を開始する予定としている。各都道府県におかれては、主催する市町村向け研修会・説明会等の機会を通じて、積極的に本アドバイザー制度を活用していただくようお願いする。本アドバイザー制度の詳細については、後日改めてお知らせする。

#### (2) 研修

新プランで掲げる目標達成に向けた子ども家庭総合支援拠点の設置や 調整機関の調整担当者の配置増員に際しては、平成29年4月から義務化 された調整担当者研修を着実に実施していただくほか、都道府県等が実施する市町村向け研修会に積極的に参加していただくことにより、専門性の向上を図っていただくよう、お願いする。

#### 2 2019 年度における地方財政措置について

2019 年度、新プランの計画初年度においては、子ども家庭総合支援拠点を約800市町村に設置、調整機関に配置される常勤の調整担当者を1,175市町村に配置することとしており、これを踏まえた地方財政措置が講じられる予定である。

- 注1 新プランにおいては、2022 年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村 に設置する計画。
- 注2 新プランにおいては、法第10条の2に規定する機能を満たす拠点を子ども 家庭総合支援拠点として計画しているが、より質の高い相談支援を実施する ため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29 年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める要綱の 基準を満たす拠点の整備を推進することが求められる。
- 注3 新プランにおいては、2022年度までに法第25条の2第6項に規定する調整機関の調整担当者を全市町村に配置する計画。

# 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)計画初年度

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】			
児童福祉司	3,240 人	4, 300 人 ( + 1, 070 人 )	5,260 人 (+ 2,020 人 )
児童心理司	1,360 人	1,610 人 (+ 260 人 )	2,150 人 (+ 790 人 )
- 84 保健師	140 人	各児童相談所 〔+ 70 人	各児童相談所

【市町村】			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村 (2018年2月実績)	800 市町村	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988 市町村 (2018年2月実績)	175 市町村 187 市町村	全市町村

# 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

【平成31年度予算案】169億円の内数(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

# 概要

## 【目的】

- · 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童相談所及び市町村の体制強化に当たって、児童福祉司等の専門職を確保するとともに、専門職の専門性強化を図る必要がある。
- ・ このため、子どもの虹情報研修センター(横浜市)に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充する。

【実施主体】神奈川県横浜市、兵庫県明石市

【補助基準額(案)】 186, 228千円(横浜市)、72, 944千円(明石市)(創設)

【補助率】定額(国:10/10相当)

(参考)子どもの虹情報研修センター(神奈川県横浜市戸塚区汲沢町983番地)

○運営主体

横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会

- ○事業内容
  - ・インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題に関する情報の収集・提供
  - ・児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談
  - ・児童虐待対応機関職員の研修の実施
  - ・児童福祉施設での臨床研究と連携した研究
  - ・その他、必要と認められる事業

# 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業【拡充】

【平成31年度予算案】 169億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

# 事業概要

- ・ 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭 支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施するとともに、各種研修等への参加を促進する。
- → 都道府県が市町村職員を対象とする研修の実施回数の増加を図る。

# 拡充内容

# 【目的】

- · 平成28年児童福祉法改正において、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援 業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- ・ さらに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の強化等に取り組むこととしており、市町村においても適切な相談支援等が行えるよう、専門性を有する人材の養成に取り組まなければならない。
- ・ このため、市町村の体制強化を図るとともに、専門性の向上を図ることが必要であることから、「児童相談所及び 市町村職員専門性強化事業」を拡充し、市町村職員に対し、個別のケースに対応する能力を強化するための知識・技能の 向上やノウハウの共有等を行う研修の取組を強化する。

### 【実施主体】都道府県

【補助基準額(案)】 1.511千円 ※予算上の研修実施回数を4回→12回に増加

【補助率】 国:1/2、都道府県:1/2

# 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

【平成31年度予算案】 169億円の内数(児童虐待·DV対策総合支援事業)

- ◆ 平成28年の児童福祉法の改正において、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めること とされたことを踏まえ、平成29年度予算で「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」を創設。
- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2022年度までに全ての市町村に「市区町村子ども家庭総合支援 拠点」が設置されることを目指す。
  - ※ 子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を必須としている職員の人件費は新たに地方財政措置が行われる予定。

### ① 開設準備への支援

・ 開設準備を行っている期間における人件費や改修費に対する補助の創設

【補助基準額(案)】 1か所当たり:7,678千円

### ② 夜間や土日の運営費支援

· 夜間や土日·祝日に開所している支援拠点に対し、開所時間に応じた運営費を加算する仕組みを創設

(参考)支援拠点に対する運営費の補助単価の例(平成30年度)

中規模型支援拠点: 1 か所当たり 20,873,000円 ※児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満(人口約17万人以上約45万人未満)

大規模型支援拠点: 1 か所当たり 38,701,000円 ※児童人口概ね7.2万人以上(人口約45万人以上))

(※)現在は、開所時間に関わりなく、規模に応じて単価を設定。

### ③ 専門性の向上

・ 専門的事項に対応する医師や弁護士等の嘱託費用等に対する補助を創設

【補助基準額(案)】 1か所当たり:360千円(30,000円×12月)

【実施主体】市区町村

【補助率】 国: 1/2、市区町村: 1/2

# 子ども家庭総合支援拠点の設置促進について

- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、 2019年度から2022年度までの4年間で全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する。
- ◆ 子ども家庭総合支援拠点の設置運営に当たっては、2019年度において、以下のとおり、国庫補助金による支援メニューを 用意するとともに、地方財政措置が講じられる予定であることから、各自治体において積極的に活用いただきたい。

# <国庫補助金>

## 運営費の支援

- ◎児童虐待·DV対策等総合支援事業費補助金(市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業)
  - ・子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な事業費(非常勤職員の人件費等)を補助する。〈継続〉
  - ・夜間や土日・祝日に開所する子ども家庭総合支援拠点に対し、開所時間に応じて運営費を加算する。《新規》
  - ・法的・医学的な知見を踏まえた対応ができるよう、弁護士や医師等の嘱託費用を補助する。《新規》

# 立ち上げ支援

- ◎児童虐待·DV対策等総合支援事業費補助金(市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業)
  - ・子ども家庭総合支援拠点を開設する際の準備期間における非常勤職員の人件費、改修費を補助する。《新規》
- ◎アドバイザー派遣について
  - ・学識経験者等のアドバイザーが各自治体に出向き、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ支援のための助言を行う。《新規》
  - ◆ 平成30年度の調査研究事業において、<u>子ども家庭総合支援拠点の「立ち上げ支援マニュアル」を策定する予定</u>であり、学識経験者等の アドバイザーが各自治体に対し、マニュアルを活用した技術的助言を行うこととしているため、都道府県主催の市町村向け研修会・説明会等 の機会を通じて、積極的にアドバイザー派遣を活用していただきたい。(アドバイザー派遣の利用方法等については追って周知する予定)
  - ※都道府県が市町村向けに実施する研修(児童虐待防止対策研修事業)について、開催回数の増加を図るため、補助単価の引上げを実施《拡充》)

# 機能強化の支援

- <u>◎児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業(仮称))</u>
  - ・子ども家庭総合支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよう、拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用を補助する。《新規》

# <地方財政措置>

・子ども家庭総合支援拠点に従事する常勤職員(子ども家庭支援員)の人件費について、地方財政措置を講じる。《新規》

#### 児童福祉司等専門職採用活動支援事業(仮称) 【新規】

【平成31年度予算案】169億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

### 【目的】

- 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年 7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)にお ける緊急に実施する重点対策として「「児童虐待防止対策体 制総合強化プラン」の策定」が盛り込まれ、同年12月に「児 童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において「児 童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)が決定さ れたことに基づき、今後児童福祉司等の専門職を増員する必 要がある。
- 大規模な増員であることから、新プランの目標達成に向け、 国として都道府県等を支援するとともに取組を強力に進める ため、都道府県等が福祉系大学や専門学校、高校等との連絡 調整や、学生向けセミナー企画やインターンシップ企画など を行い、児童福祉司等の専門職を確保するための非常勤職員 の配置又は委託に必要な費用の補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額(案)】1自治体当たり4.184千円

#### 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)のポイント (平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新 プラン)を策定する。

児童相談所の体制強	化				
	2017年度 実績		2022年度 目標		増員数
児童福祉司	3, 240 人	<b>→</b>	5, 260 人	+	2,020 人程度
児童心理司	1, 360 人	$\rightarrow$	2, 150 人※1	+	790 人程度
保健師	100 人※3	$\rightarrow$	各児童相談所※2	+	110 人程度
 合計	4, 690 人	<b>→</b>	7, 620 人	+	2, 930 人程度

					市町村の体制強化
	F	全市町村	<b>→</b>	106 市町村※	子ども家庭総合支援拠点
	_	全市町村	<b>→</b>	988 市町村※	要対協調整機関調整担当者
1	*20	全市町村	<b>→</b>	988 市町村※	要対協調整機関調整担当者

(注) 児童相談所数: 212箇所(2018年10月時点) 市町村数: 1,741箇所(2018年4月時点)

国:1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市:1/2 【補助率】

都道府県等







### 外部委託

### 【業務内容】

都道府県等と協力して、

- ・学生向けセミナー企画
- ・インターンシップ企画
- ・採用サイト企画・制作
- ・合同説明会ブース企画
- ・採用予定者に対する研修 など、専門職を確保するための 採用活動等を行う。

# 2019 年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 <前期> 実施要項

#### 1 目 的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャル ワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。
- 2 期間 前期・後期を通じて同じ日程で受講してください。

A 日程 2019年5月28日(火)~5月30日(木)

B日程 2019年6月11日 (火) ~6月13日 (木)

- 3 会場 子どもの虹情報研修センター <住所> 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地
- **4 内 容** プログラム 別紙1の通り
- 5 対象者 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者(児童福祉法第13条第8項)
- 6 定員 概ね80名

※AとBの各日程につき各自治体から3名以内の申込みとしてください。定員を超過した場合、 抽選で各自治体の受講人数を調整させていただくことがあります。自治体内で優先順位がある 場合は、参加申込の際に備考欄に順位を記載してください。

- **7 費用等** 委託契約を締結の上で受講していただきます。詳細は別紙2をご覧ください。
- 8 申込手続
  - 1)ホームページの**援助機関向けページ**【パスワード crcjapan】から申込んでください。(別紙3参照)
  - 2) 申込期間は、2019年3月28日(木)~4月19日(金)です。
  - 3) 申込締切り後数日で、ご本人宛に参加決定通知書と契約書案を郵送します。



#### 9 個人情報の取扱い

登録された個人情報は、当センターが行う、申込者との連絡、研修参加者に配布する参加者名簿の作成、業務統計、情報発信に使用します。また、神田交通(株)にも提供され、申込者との連絡に使用するとともに、宿泊に必要な情報がホテルに提供されます。当センター及び神田交通(株)の個人情報の取扱いに関する方針は、それぞれのホームページでご確認ください。

### 10 その他

事前課題の提出

参加型研修のため、事前課題の提出を求めております。詳細は別紙4をご参照ください。

#### く 問合せ先 >

○ 参加申込受付・キャンセルや研修内容に関する問合せ (平日 AM9:00~PM5:00 )子どもの虹情報研修センター〔担当〕研修部 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地 TEL 045-871-9317 FAX 045-871-8091

http://www.crc-japan.net

○ 宿泊・昼食・バス等の費用に関する問合せ (平日 AM10:00~PM5:00 ) 神田交通株式会社 〔担当〕前島・原田 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊

〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531番 37号 TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500

http://www.youbus.co.jp

# 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期> 〔法定研修〕

#### 1 目 的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャル ワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。
- 2 対象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者(児童福祉法第13条第8項) \*委託契約に基づく受講となります
- 3 期 間 <u>前期・後期を通じて同じ日程で</u>受講してください。 A 日程 2019年5月28日(火)~5月30日(木) B 日程 2019年6月11日(火)~6月13日(木)

### 4 内容

	時間	科目	講	師	内 容
	12:00	【開会式】			開会挨拶
	12:30				オリエンテーション
	12:30	【振り返り】	-		到達目標に基づき、参加者自身のスーパーバイ
	13:00	スーパーバイズの振り返り			ズの実践を振り返る。
	13:00	【講義1】	(調整中)		子どもの権利擁護と児童家庭福祉の動向と課題
		子どもの権利擁護と			について理解を深める。
1		児童家庭福祉の現状・課題	1		
	14:30				
日日午	14:45	【演習1】	後藤慎司		模擬事例をもとに、ケースの見立てや支援方針の
後		子ども家庭支援のための	(大分県こども・	・女性	設定のあり方を学ぶとともに、部下にスーパーバ
		ケースマネージメント	相談支援センタ	<b>/</b> —)	イズする際のポイントについても理解を深める。
	17:45		参加者		
	18:00	【振り返り】	_		本日の研修から得られたことについて振り返る。
	18:10				
	18:15	【交流会】			
	19:45				

	時間	科目	講師	内容
	9:30	【演習2】	参加者	子どもや家族との面接のあり方についてロール
		子どもの面接・家族の面	中垣真通	プレイ等の演習を通して学ぶ。
2		接	(子どもの虹情報研	
日日	11:00		修センター)	
目午	11:15	【演習3】	志村浩二	虐待に至った保護者の中でも精神疾患を抱えた
前		子ども虐待対応 1	(浜松学院短期大学)	保護者への対応について、家庭訪問や面接等、ロ
	10.45	一精神疾患を抱えた保		ールプレイを通して実際の対応を学ぶ。
	12:45			
	13:45		参加者	模擬事例をもとに性的虐待ケースへの対応につ
		子ども虐待対応2	A: (調整中)	いて理解を深める。特に、被害児への措置等に関
		一性的虐待への対応	B: 山田不二子	する説明のあり方や非加害親の面接について、ロ
2			(NPO 法人チャイ	ールプレイ等を通して実際の対応を学ぶ。
日目	15:15		ルドファーストジ	
日午		<b>V</b> ₩ 5151 <b>— V</b>	ヤパン)	
午後	15:30		(調整中)	模擬事例をもとに、関係機関と連携しながら継続
	17:00	関係機関との連携と 在宅支援		して在宅支援を行う上でのポイントを学ぶ。
		仕七又族 【振り返り】	_	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	17:10	【仮り返り】	_	本日の研修から待られたことについて振り返る。
	9:30	【演習 6 】	星野崇啓	アドミッションケア、インケア、リービングケア、
	5.50	社会的養護における	(さいたま子どもの	アフターケア等社会的養護児童への支援につい
3		自立支援	こころクリニック)	て、模擬事例を通して検討する。
日日	11:00	口二八次		CA March 1461 G C Mart 1 / Q 0
目午	11:15		衣斐哲臣	児童相談所におけるスーパーバイズの基本的な
前		スーパービジョンの基	(和歌山大学教職大	考え方を理解した上で、職員の育成について学
	10:45	本	学院)	, కో.
	12:45		+####	コープーバノゼの世上の推発と並はて 如丁」の
	13:45	<b>【演習7】</b> スーパービジョンの	衣斐哲臣	スーパーバイズの基本の講義を受けて、部下への
3				スーパーバイズについてロールプレイ等の演習
$\exists$	15:15	基本1		を通して実際の方法を学ぶ。
目午後	15:15	【振り返り】	_	本日の研修から得られたことについて振り返る。
十一後	15:25			
	15:25	【閉会式】		アンケート記入
	15:40			後期研修のオリエンテーション

# 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<後期> 「法定研修」

#### 1 目 的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャル ワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。
- 2 対 象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者(児童福祉法第13条第8項) \*委託契約に基づく受講となります
- 3 期 間 <u>前期・後期を通じて同じ日程で</u>受講してください。

A 日程 2019年10月29日(火)~10月31日(木)

B 日程 2019年11月12日(火)~11月14日(木)

### 4 内容

	時間	科目	講師	内容
	12:30	【開会式】		開会挨拶
	13:00			オリエンテーション
	13:00	【講義1】	(調整中)	子どもの発達や虐待の影響等について必要かつ
		子どもの発達と児童虐		最新の知見を学ぶ。
1	1 4:00	待の影響、子どもの諸問		
日	14:30	/CE	1.1.4	
目午後	14:45		高橋温	OJTに基づく事前課題として提出された「法的対
後	17.15	行政権限の行使と	(新横浜法律事務所)	応に困った事例」をもとに、法律の解釈や法的手
	17:15	71/21////		段の活用について学ぶ。
	17:15		_	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	17:25 17:30			
	19:00			
	9:30		(調整中)	   模擬事例をもとに、児童相談所における少年非行
	5-50		(H) H IE   /	への支援のあり方について学ぶ。
2	11:00			57K5557771C21 C188
日日午	11:15	【演習3】	宮島 清	社会的養護ケースにおける家族関係調整等のあ
午前		社会的養護における	(日本社会事業大学	り方について講義や模擬事例を通して理解を深
刊	10.45	ファミリーソーシャル	専門職大学院)	める。
	12:45	/ /		
	13:45		(調整中)	代理によるミュンヒハウゼン症候群、医療ネグレ
		子ども虐待対応3		クト、AHT (SBS) 等、医療機関との連携を中心
	15:15	一特別な支援が必要な		に特別な支援が必要な事例について、模擬事例を
2 Ħ		ずりが発所	/ = m + f = 1 - 1	通して理解を深め、対応の実際を学ぶ。
日日午	15:30		(調整中)	虐待により死亡に至った事例を通して、虐待に至
午後		子ども虐待対応4		る様々なリスクを学ぶとともに、虐待の予防や深しれれたはなかない。
仮	17:00	一死亡事例の検証		刻化を防ぐために必要な手立てについて、演習を
				通して理解を深める。
	17:00 17:10		_	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	11.10			

	時間	科目	講師	内 容
	9:30	【演習6】事例検討	報告:参加者	OJT に基づく事前課題として提出された事例
		スーパービジョンの	助言:	から各グループの報告事例を選定し、大グルー
		基本2	藤林武史	プと小グループに分かれて事例検討を行い、ス
		大グループ	(福岡市子ども相談	ーパーバイズの実践を具体的に学ぶ。
		小グループ	センター)	
3			鈴木啓一	
目目	11:00		(静岡県東部児童相	
日目午前	11:30		談所)	 大グループと小グループを前半と入れ替えて、
前	11.30	<b>【傾自 / 】 </b>	岩崎明生	本例検討を行う。
		基本3	(京都府福知山児童	ずりが戻りてもり。
		大グループ	相談所)	
		小グループ		
	10.00		その他(調整中)	
	13:00		- ,- ,,,,,	
	14:00		(調整中)	これまでの講義や演習を踏まえ、ソーシャルワ
		ソーシャルワークと		ークとケースマネージメントについて、必要な
3	15.50	ケースマネージメント		知見を学ぶ。
日目午	15:30 15:30		_	   到達目標に基づき、参加者自身のスーパーバ
上午	10.00	スーパーバイズの振り		イズの実践を振り返る。
後	16:00			コフマンスルX で JK ソ AA V o
	16:00	<del></del>		閉会挨拶
	16:15			アンケート記入、事務連絡

### 2019 年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>

## 委託料及び宿泊・バス・昼食等のご案内

受講される皆さまの利便及び懇親のために、宿泊・昼食・バス等をご用意しております。

参加者登録の際に、これらの利用の有無を入力するようになっていますので、下記の説明をご確認の 上、参加者登録をお願いします。

宿泊・昼食・バス等の利用者取りまとめ及び会計事務は、旅行業者である神田交通㈱に外部委託しています。

### 1 委託料 前期分ひとりにつき: 27,000円(税込)

法定研修の実施に係る業務委託の費用です。受講前に締結する契約書に基づく費用負担をお願いします。契約書案は、参加決定通知書に同封してお送りしますので、内容に問題がなければ、締結日と契約者名を記入し、押印の上、速やかにご返送願います。委託契約に関するお問合せは当センターにお願いします。

### **2 宿 泊** 1泊(シングル)7,900円(朝食つき、税込)

宿泊を希望する方のために下記のホテルを用意しております。希望する場合は、宿泊日、禁煙ルーム の希望等を申し込みフォームに入力してください。(朝食をとらなくても料金は変わりません。)

「ダイワロイネットホテル横浜公園」 http://www.daiwaroynet.jp/yokohama-koen/ 〒231-0023 横浜市中区山下町 204 TEL 045-664-3745 FAX 045-664-3746

### 3 バス送迎 5,600円 (5運行,税込)

ホテル〜センター間をバス送迎します。当センターまでは交通が不便なため、送迎バスの利用が便利です。<u>初日の交流会終了後からバス送迎を行います</u>。初日は公共交通機関で当センターまでお越しください。最終日はJR横浜駅にお送りします。所要時間は30分程度です。なお、利用申込が15名以下の場合、送迎バスは運行できませんのでご承知置き願います。

### 4 昼食(弁当) 1食 600円(税込)

当センターの近くには、レストランやコンビニ等がありませんので、お弁当を注文されるか、昼食を 持参していただくことをお勧めします。

#### 5 交流会 4,000円(税込)

初日の夜に当センター内で実施します。初日の送迎バスは、交流会の終了後に運行します。任意参加ですが、参加者相互の情報交換と交流を目的にしていますので、ぜひご参加ください。

### 6 支払方法

参加決定通知書に請求書と振込用紙を同封してお送りしますので、指定の郵便口座に費用を振込んでください。恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

- ◇ 振込依頼書の控を保管してください。領収書の代わりとさせていただきます。
- ◇ 申込み内容の変更やキャンセルがあった場合、キャンセル料をご負担いただく場合がありますのでご承知置きください。

### 【問合せ先】

宿泊・昼食・バス等に関するお問合せは、神田交通(株)にお願いします。

[担当] 神田交通株式会社 前島・原田 (平日 10:00~17:00)
 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531 番 37 号
 TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500
 http://www.youbus.co.jp

# 2019 年度 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期> 申込フォームの入力項目

別紙3

ホームページの**[援助機関向けページ]** をクリック  $\rightarrow$  パスワード「crcjapan(半角)」入力  $\rightarrow$  **[研修受付]**  $\rightarrow$  「研修一覧」で<u>希望する研修名</u>倒の ま細 をクリック $\rightarrow$  **[申込]** をクリック $\rightarrow$  「申込入力」フォーム

フリガナ ※申込者氏名	入力してください
※性別	選択してください
※年代	選択してください
※区分名	選択してください
※機関地域名	選択してください
※機関名称	選択してください
部署	入力してください
郵便番号・機関所在地・機関電話番号	自動的に表示されます
機関電話番号(直通)	入力してください
※メールアドレス (PC メールアドレス)	入力してください
※職種	選択してください
20. mbh <i>E</i> r	・行政職 ・福祉職 ・心理職 ・保健職 ・その他
<b>2</b>	入力してください
※児相経験年数(通算)	入力してください
※児童福祉司経験年数	入力してください
※SV 経験年数	入力してください
※所管人口	入力してください
※児童人口	入力してください
※交流会	選択してください
※昼食	選択してください
次生良 	→ 申込む方は希望する日付を✔してください
  ※宿泊	選択してください
※1日 日	→ 申込む方は希望する日付を✔してください
※禁煙ルーム	選択してください(部屋数の関係でご要望に添えない場合もあります)
※バス送迎	選択してください
※研修申込の承認	所属機関(部署)/施設長の承認を得た上で、必ず✔を入れてください

表示された機関所在地・電話番号等に間違いがありましたら、当センターまでご連絡ください。

注1:全項目入力後に確認ボタンを押して確認画面へ進み、入力内容を確認したら、**必ず申込ボタンを押して**入力内容を送信してください。

\* 確認画面の申込ボタンを押さないと、入力内容が当センターまで送信されません。

注2:申込の後に折り返しで「受付完了メール」が届かない場合は、当センターまでご連絡ください。

### < 問合せ先 >

○ 参加申込受付・キャンセルや研修内容に関する問合せ (平日 AM9:00~PM5:00 )子どもの虹情報研修センター〔担当〕研修部 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地 TEL 045-871-9317 FAX 045-871-8091

http://www.crc-japan.net

○ 宿泊・昼食・バス等に関する問合せ (平日 AM10:00~PM5:00 )神田交通株式会社 〔担当〕前島・原田 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 531 番 37 号TEL 0463-55-1313 FAX 0463-55-5500

http://www.youbus.co.jp

# 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期> 研修受講の御案内

次の事項をご確認のうえ、研修参加の準備をお願いします。

#### 1 研修場所

子どもの虹情報研修センター 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地 TEL 045-871-9317 FAX 045-871-8091

- \* 地図を同封してありますが、交通の便の悪い場所にありますので、時間に余裕をもってお越しください。 なお、受付開始時間は、開会の 1 時間前です。
- \* 当センター周辺は<u>食事をするところがありません</u>ので、昼食を注文されていない方は、最寄りの駅等で各自ご用意いただくことをお勧めいたします。
- \* 当センターには、参加者用の駐車スペースがありませんので、車での来場はご遠慮願います。
- \* 研修室の空調の効き方にムラがあります。寒暖の調節ができるように服装等をご配意ください。
- \* 研修初日の送迎バスは、交流会終了後に出発する便だけです。申込み時にご注意ください。

### 2 事前課題

### フェイスシート

以下の方法で様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記のアドレスにお送りください。 全員のフェイスシートを綴じて、研修会当日に配布し、グループ討議などの資料として使用します。

事前課題の提出期限は、A日程:5月14日(火)

**B日程:5月 24 日(金) 必着** です。

期限内の提出をお願いいたします

課題送付先: **kenshu@crc-japan.net** 

送信の際、件名に研修名を入れ、開封確認にチェックしてください。

開封確認のメールにて受け取りの返事とさせていただきます

「フェイスシート」様式の電子媒体(Word 版): 子どもの虹情報研修センターのホームページ (<a href="http://www.crc-japan.net">http://www.crc-japan.net</a>) のく援助機関向けページ>から、パスワード(crcjapan)を入力し、《研修受付》をクリックして、研修一覧の画面を表示してください。表示された研修のリストのなかから受講する研修の ●詳細 を開いて、《事前課題》→《フェイスシート》をクリックしてください。様式をダウンロードすることができます。

〔担当〕子どもの虹情報研修センター 研修部 中垣・村木 TEL 045-871-9317FAX 045-871-8091

E-mail kenshu@crc-japan.net

# 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

# 現状

・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

# 対応方針

# 財政面における支援

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、2019(平成31)年度予算(案)において、以下の費用への補助を行う。

# ◆ 人材確保·育成支援

- ①市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置《平成31年度予算拡充》
- ②都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助)
- ③児童相談所設置準備に係る補助職員の配置

# ◆施設整備への支援

- ①児童相談所整備に係る、一般財源化前の国庫補助金相当額(総事業費の1/2)が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置
- ②一時保護所の創設(定員1人当たり540万円(国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合1億800万円)
- ③一時保護所の個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について②に加算《平成31年度予算拡充》

(定員1人当たり180万円加算(国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合3,600万円加算)

# 制度・運用面における支援

# ◆人材確保·育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加
- ③児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成

### ◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の標準的な手続きの提示

子 発 0720 第 6 号 平成 30 年 7 月 20 日

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 児童相談所設置市市長 中 核 市 市 長 施行時特例市市長 特 別 区 区 長

> 厚生労働省子ども家庭局長 ( 公 印 省 略 )

児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の 拡大に向けた協力について(依頼)

児童相談所の児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続け、複雑・困難なケースも増加しており、特に都市部においては、支援の網の目を細かくし、関係機関が連携して迅速に対応する必要があります。

児童相談所の設置に関しては、「児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について(依頼)」(平成29年3月22日付け雇児発0322第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により拡大に向けた協力を依頼するととともに、「児童相談所設置に向けた検討及び都道府県との協議について(依頼)」(平成29年3月22日付け雇児発0322第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により児童相談所設置に向けた都道府県との協議を依頼してきたところです。

平成28年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。)において、中核市に加え特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られ、同法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。

厚生労働省においては、平成 29 年度、平成 30 年度予算をはじめ、これまでも財政面・制度面における必要な支援を行ってきたところですが、引き続き各市区との情報共有を密に図るとともに、児童相談所設置に向けた課題を整理し、必要な支援を検討することとしています。

現行の支援策の具体的な内容については、下記を参照の上、各市区におかれては、児童相談所設置に向けた検討を進めていただくとともに、都道府県との児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致します。また、都道府県等におかれては、市区において児童相談所設置に向けた検討が行われ

る際には、下記を踏まえて、必要な支援を行っていただくとともに、児童福祉 法等改正法において児童相談所を設置できる自治体の拡大を行った趣旨をご理 解いただき、市区と児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願 い致します。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言です。

記

1. 児童相談所設置自治体の拡大の趣旨・経緯

平成 16 年の児童福祉法 (平成 16 年法律第 153 号) の改正により、中核市は、政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することができることとされました。この改正の背景としては、児童と家庭に関する相談について市町村の役割を強化する中で、中核市程度の人口規模等を有する自治体について児童相談所を設置することにより、

- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能 となること
- ・ 中核市は保健所設置市でもあり、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となること

から、その設置を図ることが適当であるとされた一方、こうした自治体における児童相談所の設置については、専門性の確保等の課題があること等から、地域の実情に応じ、段階的に進めていくことが必要であることを踏まえ、政令で指定した市は児童相談所を設置できることとしたものです。

平成28年児童福祉法等改正法においては、特別区についても、

- ・ 多くの特別区が人口について中核市と同様の規模を有しており、児童と 家庭に関する重篤な問題の発生も多いこと
- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能 となり、かつ、保健所を設置する主体であり保健福祉にわたる総合的なサ ービスの提供が可能となること

から、事務遂行体制等が確保されるものであれば、児童相談所の設置を目指す特別区についても、市と同様、国が政令で指定できることとされました。

2. 児童相談所設置に向けた都道府県等における支援について

現在中核市において児童相談所を設置しているのは横須賀市・金沢市の2市にとどまっております。この背景として、

- (1)児童相談所の設置に係る人材確保・育成
- (2) 児童相談所及び一時保護所の整備
- (3) その他児童相談所の設置に係る事務手続

に課題があると考えられますが、市区において児童相談所の設置を検討する場合は、課題解決に向けて都道府県等の支援が必要であることから、主に以下の事項について、市区と調整の上、必要な支援を実施していただきますようお願い致します。

- (1) 児童相談所の設置に係る人材確保・育成
  - ① 児童相談所設置準備から設置後に至るまで、都道府県等と市区間の人事交流の実施
  - ② 都道府県等が開催する研修(児童福祉司任用前講習会を含む。)への 市区職員の参加要請
- (2) 児童相談所及び一時保護所の整備
  - ① 児童相談所及び一時保護所の組織体制に関する情報提供の実施
  - ② 市区が一時保護所を設置するまでの間の都道府県等が設置する一時保護所の共同利用の実施
- (3) その他児童相談所設置に係る事務手続
  - ① 都道府県等と市区合同の協議体を設置するなど、市区における児童相談所設置に向けた協議の実施
  - ② 児童相談所設置に伴い移譲される業務内容の整理
  - ③ 児童福祉施設の都道府県等と市区の相互利用に向けた調整
- 3. 児童相談所設置に向けた主な支援策について(別紙)

厚生労働省における児童相談所設置に向けた主な支**%**)、としては、以下の 財政面、制度・運用面における必要な支援を行っており、市区においては、 これらを活用し、児童相談所設置に向けた検討を進めていただくとともに、 都道府県との児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致 します。

### 【財政面における支援】

- ◆人材確保·育成支援
  - ① 市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置 (市区対象事業)
  - ② 研修専任コーディネーターの配置(都道府県等・市区対象事業)
  - ③ 市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員 の配置(都道府県等対象事業)
  - ④ 都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等対象事業)
- ◆施設整備への支援(一時保護所)
  - ① 一時保護所の創設(都道府県等・市区対象事業)
  - ② 個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算(市区対象事業)

### 【制度・運用面における支援】

- ◆人材確保・育成支援
  - ① 各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
  - ② 児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
  - ③ 児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加
- ◆手続き面の整理

- ① 児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ② 児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

### 4. 留意事項

本通知中の「3.児童相談所設置に向けた主な支援策について」において記載している支援策は、市区における児童相談所の設置促進を図るための現在の支援等をまとめたものであり、今後、市区と意見交換等を実施し、児童相談所設置に向けた課題等を整理した上で、必要な支援策を検討したいと考えております。

なお、児童相談所設置に向けた検討状況につきましては、引き続き定期的 に報告を依頼させていただく予定ですので、ご協力をお願い致します。

また、人材確保・育成や一時保護所の整備については、児童虐待・DV対策総合支援事業国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用いただきますようお願い致します。

以上

# 児童相談所の設置に向けた検討状況(平成31年2月時点)

1 中核市(対象:52市)

・「設置する方向」(2ヶ所) :明石市、奈良市 (明石市は平成31年4月設置予定)

・「設置の方向で検討中」(5ヶ所) :旭川市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市

・「設置の有無を含めて検討中」(26ヶ所):盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、

川越市、八王子市、長野市、岐阜市、豊中市、高槻市、枚方市、

東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、呉市、福山市、松山市、

久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市

2 特別区(対象:23区)

・「設置する方向」(16ヶ所) : 千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、

目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、

板橋区、葛飾区、江戸川区

「設置の方向で検討中」(6ヶ所) : 中央区、台東区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※ 中核市は54市あるが、横須賀市、金沢市は児童相談所設置済みのため、調査の対象外としている。

※ 下線は平成30年6月時点から変更のあった自治体。

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」若しくは「未検討」と回答。

# 児童相談所の設置に向けた都道府県との連携状況(平成31年2月時点)

- ・児童相談所の設置に向けた検討について、都道府県との連携の状況の選択肢は以下の通り。
- (協議体制) ※(1)~(3)から一つを選択。
  - (1)定期的な情報交換や協議の場がある
  - (2) 定期的な情報交換や協議の場はないが、必要に応じ情報交換等を行っている
  - (3)都道府県とのやりとりはない
- (人事交流) ※(4)~(6)から選択。複数回答可。
  - (4)都道府県の児童相談所等に職員を派遣(研修等)している
  - (5)都道府県から職員の派遣(出向等)を受けている
  - (6)人事交流は行っていない
- 1 中核市(対象:52市 ※児童相談所設置済みの横須賀市、金沢市は除く)

		2. 都道府県との連携状況						
中核市			(協議体制)			(人事交流)		
	(自治体数)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
設置する方向	2	2	0	0	2	0	0	
設置の方向で検討中	5	2	3	0	4	1	1	
設置の有無を含めて検討中	26	1	15	10	3	1	23	
設置しない	12	0	6	6	2	0	10	
未検討	7	0	2	5	1	0	6	

# 2 特別区 (対象:23区)

	2. 都道府県との連携状況							
特別区			(協議体制)			(人事交流)		
	(自治体数)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
設置する方向	16	9	5	2	16	0	0	
設置の方向で検討中	6	3	1	2	6	0	0	
設置の有無を含めて検討中	0	0	. 0	0	0	0	0	
設置しない	1	1	0	0	1	0	0	
未検討	0	0	0	0	0	0	0	

# 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化

【平成31年度予算案】 2億円 (児童相談体制整備事業)

169億円の内数(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

【平成30年度補正予算(第2号)所要額】7.9億円(情報処理業務庁費)

# 事業目的·要求内容

児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が、児童相談所に適切に通告・相談ができるような環境整備を行うため、 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に必要な費用を計上する。

# 沿 革

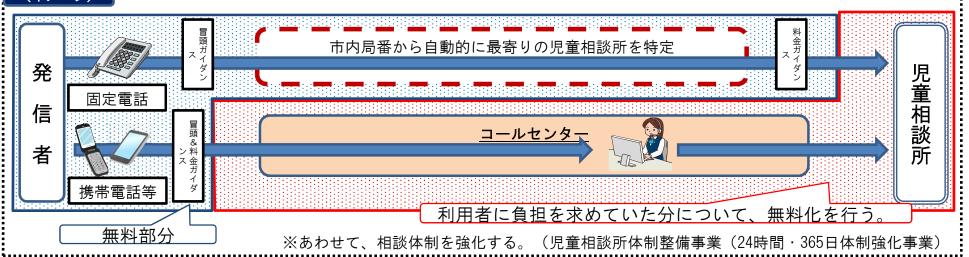
平成27年度 創設(「189」の運用開始)

※3桁化の初期費用(システム開発費、導入工事費、試験運用費)については、平成26年度補正予算に計上

平成28年度 音声ガイダンスの短縮等の改善

平成29年度 携帯電話等の入電についてオペレーターが対応するコールセンター方式を導入(平成30年2月~)





# 児童相談所体制整備事業(SNS等相談事業(仮称))【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

### 概要

- ・ 児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者、が、児童相談所に適切に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の運用及びコールセンターの運用に係る費用を計上するとともに、通告・相談の対応を行う児童相談所の相談体制を強化するため、夜間休日を問わず、24時間対応を行う体制を確保するための補助を拡充する必要がある。
- また、国会においても必要な通告が適切に行われるような相談窓口の利便性向上について指摘を受けている。
- ・ なお、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)における 児童虐待防止のための総合対策として「相談窓口等の周知・啓発の推進等」を図る必要がある。

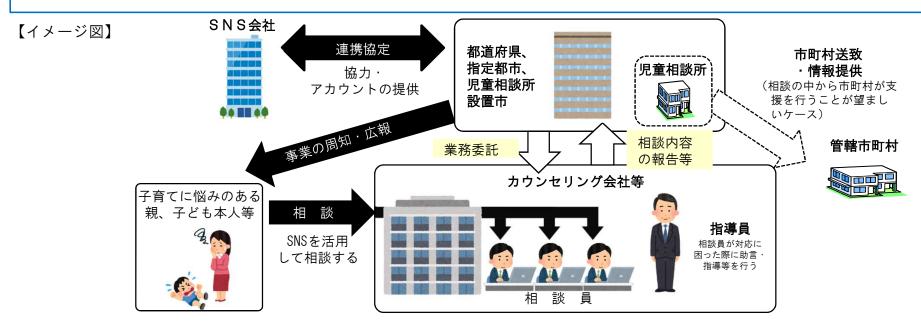
・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。

・ このため、現代の若者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとしていることから、子育てに悩みを抱える者や子ど も本人からの相談に対して、多くの方が利用するSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額(案)】1自治体当たり 38,132千円

【補助率】 国:1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市:1/2



# 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ取りまとめ(概要)呼成の年2月27日公表

### はじめに

- 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育 専門委員会の下にワーキンググループを設置。
  - 児童福祉法に規定する子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について、平成28年3月の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書を基本とした上で、その後に取りまとめられた報告等を踏まえ、議論を行い、整理した。
- 今後、目指すべき方向性に沿って、対応について速やかに取組を進めるとともに、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置を含め、適切に対応されるべきである。
- また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。
- ※ 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項 「政府は、法律の施行(2017年4月)後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り 方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

# 1 児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方

# (目指すべき方向性)

- ・児童相談所において、通告に対する初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要な保護ができる体制が必要。
- ・保護機能(調査・評価・保護等の措置を行う機能)も含め適切な対応がとれるよう、児童相談所内での保護機能と支援マネジメント機能(措置後の事案等のマネジメントを行う機能)の機能分け、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進する。
- ・このため、国において、方向性を示し、各都道府県等において、体制整備の方法を検討、体制整備を進める。
- ・地域における切れ目ない支援のため、児童相談所のみならず、市町村における相談・支援体制を強化する。

# (対応)

- (1)都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備
  - ① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定
    - ・保護機能と支援マネジメント機能に応じた部署分けや、保護の際に対応した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当する対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示し、各都道府県等において、これを踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。
  - ② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化
    - ・児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、共に対応できるよう、法令上の措置の検討や財政支援の強化など体制強化の推進方策の具体化を図る。
  - ③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化
  - ④ 保護機能を強化するための研修等の充実
  - ⑤ 外部委託等の推進
- (2) 市町村等の地域の相談支援体制の強化
  - ① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

- ・新プランに基づき、児童相談所に市町村支援担当児童福祉司、2022年度までに全ての市町村における要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による市町村の体制強化を図るとともに、ガイドラインの策定等により、要保護児童対策地域協議会の活性化を図る。
- ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
  - ・新プランに基づき2022年度までに全市町村での設置を促進する。また、子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すこと等により、市町村での子ども家庭相談支援体制の強化を図る。
- ③ 民間を含めた地域資源の充実
  - ・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用したショートステイ、トワイライトスティ事業等の在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。
- (3) 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設
  - ・国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないよう、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、児童相談所の業務(一時保護所を含む)について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む。
- (4) 中核市・特別区における児童相談所の設置促進
  - ・5年を目途に全ての中核市・特別区における一層の児童相談所の設置促進策を講じるため、法令上の措置の検討を含め自治体の実態把握や関係者間での協議の場の設置など国による更なる設置促進策の具体化を図る。

## 2 要保護児童の通告の在り方

# (目指すべき方向性)

まずは通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要。

# (対応)

- (1)通告窓口の一元的な運用方策の提示
  - ・希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する。
- (2) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり
  - ① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施
    - ・市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りや情報収集が行えるよう、研修を新たに実施する。
  - ② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組
    - ・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、ガイドライン策定に向けた取組等を推進する。
  - ③ 面前 D V 通告への市町村、児童相談所の対応等
    - ・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。
  - ④ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し
    - ・リスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するなど、より実践的に活用できるものに見直す。
- (3)市町村の子ども家庭相談支援体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化(再掲)
- (4) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討
  - ・ガイドライン等の策定を行うなど必要な支援を行い、市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進める。
- (5) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し
  - ・「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

# 3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

# (目指すべき方向性)

- ・児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、いずれもの資質向上が必要。
- ・地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進。
- ・子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材、特に指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の資質について、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討。

# (対応)

- (1)児童相談所の専門性向上のための体制整備
  - ① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制等の強化
    - ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。都道府県等において専門人材の確保・育成に関する計画を策定する(再掲)。
  - ② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討
    - ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。
  - ③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化
    - ・児童福祉司等の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。
  - ④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定
    - ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。
  - ⑤ 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化(再掲)
  - ⑥ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化(再掲)
- (2) 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討
  - ・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上とそれを客観的に把握できる枠組みを検討する必要があることから、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。
- (3) 市町村の専門性向上のための体制整備
  - (1) 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上(再掲)
  - ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(再掲)

## 4 子どもの意見表明に関する仕組み等

- ・子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申立てを行うことができることについて、改めて周知徹底を図るとともに、 ガイドラインの作成等を行い、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く枠組みを構築する。
- ・全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子ど もの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について検討を行い、全国展開に向けた必要な取組を進める。

# 虐待防止のための情報共有システム構築事業(仮称)【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

### 目的

- 児童虐待の早期発見・早期対応のためには、関係機関の連携の強化が重要であり、「児童虐待防止対策の強化に向けた 緊急総合対策」では、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるための I C T を 活用したシステム整備の促進」が盛り込まれている。
- 特に、児童相談所(都道府県)とその管内の市区町村は、児童虐待への対応に関し、日常的にやり取りを行っているため、 システムを活用することにより、情報共有の効率化が図られるとともに、適切な対応を速やかに行うことができるよう、<u>都</u> <u>道府県内での児童相談所と市区町村の情報共有を行うためのシステムの構築に要する費用を補助する</u>。
  - ※ 平成30年度調査研究事業(要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究)において、情報共有システムの標準的な 内容を整理したガイドライン及びモデル的なシステムの例を作成する予定。

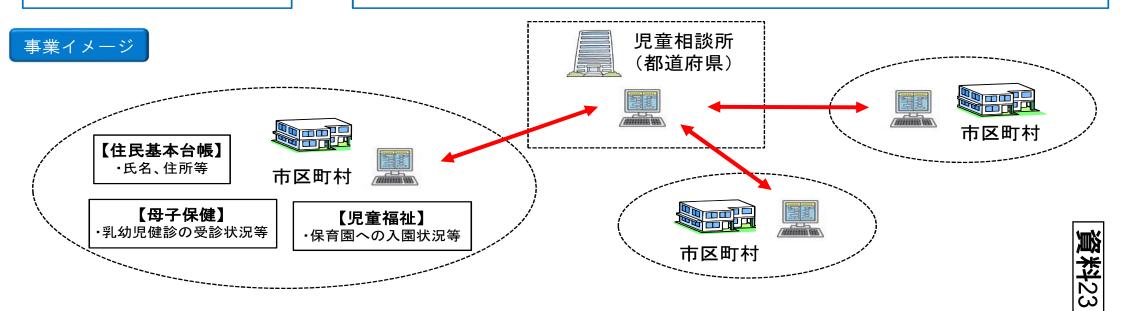
# 実施主体

都道府県、市区町村

# 補助率等

【補助基準額(案)】 1自治体当たり40,000千円

【補助率】 国:1/2、都道府県、市区町村:1/2



雇児総発第 0314002 号平成 20 年 3 月 14 日 (改正経過) 雇児総発第 0727 第 7 号平成 23 年 7 月 27 日 (改正経過) 子家発 0613 第 1 号平成 30 年 6 月 13 日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 児童福祉主管部(局)長 殿 児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等 • 児童家庭局総務課長

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成19年法律第73号。以下「改正法」という。)については、本年4月1日から施行されるところ、その内容については、「「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について」(平成20年3月14日雇児発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)でお示ししたとおりであるが、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析の責務が規定されることとなったところである。

今後、国及び地方公共団体それぞれにおいては、当該責務を踏まえ、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証作業を行うことにより、児童虐待防止対策が進展することが期待されるが、地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、今般、その基本的な考え方、検証の進め方等について通知するものである。

ついては、別紙の内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言である。 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

### 第1 基本的な考え方

### 1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した 児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するた めに行う。

### 2 実施主体

都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

なお、児童相談所、市町村(要保護児童対策地域協議会)その他の機関が独自 に検証を行うことも望ましい。

### 3 検証組織

検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会(児童福祉 法第8条第1項に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下同 じ。)の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ご とに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、 当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に 置くものとする。

### 4 検証委員の構成

検証委員は外部の者(当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者)で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、 必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。

### 5 検証対象の範囲

検証の対象は、虐待による死亡事例(心中を含む)全てを検証の対象とすることが望ましい。また、死亡に至らない事例及び地方公共団体が虐待による死亡であると断定できない事例についても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合は、併せて対象とする。

なお、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例については、 情報量が少ないために十分に検証が行えない可能性もあるが、関与しなかった 事情も含め、その地域の保健・福祉等の体制を検証することも必要である。

### 6 会議の開催

死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいが、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、 複数例を合わせて検証する方法も考えられる。

### 7 検証方法

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2)検証に係る調査等については、委員の意見を尊重して進めるとともに討議 時間を十分確保して行う。
- (3) 都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (4)検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題、地域の児童福祉の提供体制及び当該事例の家族の要因等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (5) 転居を繰り返し、複数の地方公共団体が関与していた事例では、事件発生時の関係機関の関与状況に限ることなく、転居前からの対応状況や転居前後での関係機関のケースの引継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を検証し、発生原因の分析等を行い、再発防止につなげることが重要である。このため、当該事例に関係した地方公共団体においては、相互の協力のもと検証を行う。

なお、複数の地方公共団体が関与していた事例には、事実関係の把握に当たり、関係地方公共団体間での資料提供が必須であり、関係地方公共団体で 事前に協議し、円滑な検証実施に向けた協力・連携に努める。

- (6) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (7)関係行政機関からの情報提供については、児童福祉法第8条第5項において、「都道府県児童福祉審議会(略)は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる」とされている。

また、民間の関係機関からの情報提供については、個人情報の保護に関する法律第23条に定める第三者提供の制限の適用除外に該当する。これは、同適用除外の場合として、同条第1項第3号において「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されているが、「児童の健全な育成の推進」には児童虐待の防止等も含まれるため、検証作業のために民間機関が個人情報を提供することは同号に該当することによる。

### 8 報告等

- (1)検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、また、 提言に対する都道府県の取組状況の報告を基に評価を行い、都道府県に報 告するものとする。
- (2) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織(都道府県児童福祉審議会)に報告するものとする。
- (3) 都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。
- (4) 都道府県においては、検証結果について、国に報告するものとする。 なお、国においては、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検 証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8 条第7項においては「社会保障審議会及び児童福祉審議会(都道府県児童福 祉審議会及び市町村児童福祉審議会)は、必要に応じ、相互に資料を提供す る等常に緊密な連絡をとらなければならない」とされている。

### 9 児童相談所又は市町村等による検証

(1)検証の対象となった事例に関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加・協力するものとするが、児童相談所、市町村(要保護児童対策地域協議会)その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。この場合、都道府県が当該検証作業に参加・協力することも必要である。

なお、児童相談所又は市町村等が独自に検証を行う場合も事実関係や今後の方向性等については都道府県と連携、情報共有の上、行う必要がある。

(2)児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、第三者による外部検証を念頭に

置いた検証とは性質を異にするものであるが、7の検証方法等については、 その趣旨に沿って、検証が実施されるのが望ましい。

### 第2 検証の進め方

### 1 事前準備

### (1)情報収集

検証の対象事例について、事務局は児童記録票等を通じて、下記の事項に 関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等から ヒアリングを行う。

- ・ 死亡した児童及び家族の状況や特性、死亡時点における家族関係及び 家族の歴史、経済状況等(特に乳幼児の事例については、妊娠期からの 情報やきょうだいの妊娠期の情報)
- ・ 死亡に至った経緯
- ・ 児童相談所の関与状況等(児童記録票の写し等)
- ・ 市町村の関与状況等
- ・ その他の関係機関の関与状況等

### (2) 資料準備

ア (1)で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にま とめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

「事例の概要」には、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

- イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。 (乳幼児の事例については、母子保健体制に関するものも含む。)
  - 各児童相談所、市町村児童福祉担当等の組織図
  - ・ 職種別スタッフ数
  - 相談件数
  - 相談対応等の概要
  - その他必要な資料
- ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- エ その他 (検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等) の資料を準備する。

### 2 事例の概要把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の 処罰を目的とするものでないこと及び検証組織の設置規程等に定められている 守秘義務について検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要 を把握する。

### (1) 確認事項

- ア 検証の目的
- イ 検証方法 (関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等)
- ウ 検証スケジュール
- (2) 事例の概要把握
  - ア 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
  - イ 疑問点や不明な点を整理する。

### 3 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

- (1) 関係機関ごとのヒアリング
  - ア ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則 とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者 以外の者が実施する。
  - イ ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者と し、必要と状況に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。転 居している事例の場合は、転居前の住所地の関係者も対象とする。
  - ウ ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員 及び事務局が現地に赴き実施する。
  - エ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。
  - オ 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。
  - カ ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではなく、再発 防止に資する改善策を見いだすために行うものである。また、事例を担当 していた職員の心理的支援について必要に応じて組織的に取り組むこと も必要である。

### (2) 現地調査

ア 児童の生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。

イ 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

### (3) その他

保護者が起訴された事件については、裁判の傍聴や訴訟の記録を閲覧請求することも必要である。

### 4 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、 それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した 背景(家族の状況を含む。)、対応方法、関係機関の連携、組織の体制、その他の 問題点・課題を抽出する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、 特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

### 5 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、実行する機関名や提言への取組開始時期、評価方法等を明記するなど、具体的な対策を提言する。

なお、行政機関の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言し、検証の全体の終結を待たずに、必要な施策を講じることも考える必要がある。

### 6 報告書(問題点・課題の抽出以降並行作業)

### (1)報告書の作成

ア 報告書の骨子について検討する。

イ 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織にお ける審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例と しては、次のものが考えられる。

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- 問題点・課題に対する提案(提言)
- 今後の課題
- 会議開催経過

- 検証組織の委員名簿
- 参考資料
- ウ 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。
- エ 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

### (2) 公表

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されていることから、検証結果は公表すべきである。公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際には厚生労働省に報告書を提出する。

### (3) 提言の実施状況

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとと もに講じた措置及びその実施状況について検証組織(都道府県児童福祉審 議会)に定期的に報告し、検証組織は、報告を受けた内容について評価する。

### 【参 考】検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する

# 事前準備

●関係機関から事例に関する情報収集、概要資料作成

●現行の児童相談体制等検証に必要な関係資料作成





〇検証の目的、守秘義務の確認

- ○検証の方法、スケジュールの確認
- ○事例の概要把握

会議複数開催

- 〇児童相談所、市町村その他の関係機関や関係者からのヒ アリング
- 〇現地調査 (ヒアリングを現地で行う場合を含む)
  - ●ヒアリング結果資料作成(事例の概要を詳細化)
- ○問題点・課題の抽出
- 〇問題点・課題に対する提言の検討
  - ●報告書素案作成
- 〇報告書素案検討

会議最終回



報告書 とりまとめ後

- 〇報告書とりまとめ
  - ●報告書の公表
  - ●提言を基に再発防止策の措置を講ずる

(注) ●事務局作業

〇会議における議事内容

# 120

# 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査結果【概要】

# 調査の経緯

く児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)(抜粋)>

- V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施
- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

# 調査の概要

# <把握対象児童>

平成30年6月1日時点において、全国の市町村(1,741市区町村。)に住民票があり、以下の①~④のいずれかに該当する児童。

- ① 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関による安全確認ができない児童(未就園)
- ② 乳幼児健康診査等の乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、関係機関による安全確認ができない児童(健診未受診)
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関による安全確認ができない児童(不就学等)
- ④ 児童を対象とした手当の支給事務、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関による安全確認ができない児童
- (※)上記①の未就園については、従来の「居住実態が把握できない児童に関する調査」から、緊急総合対策を受けて追加した対象児童。

## く集計>

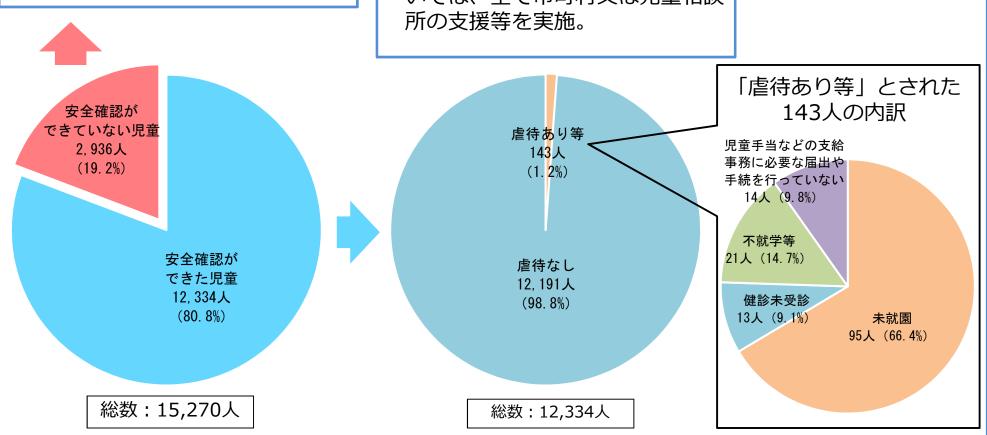
上記把握対象児童について、平成30年11月30日時点における安全確認の状況を集計。

(参考:平成29年度「居住実態が把握できない児童に関する調査」結果概要 調査期間:平成29年6月1日~平成30年6月1日(1年間))

- ・ 平成29年度の調査においては、上記把握対象児童の②~④について調査を実施。
- ・ 把握対象児童1,183人のうち、居住実態が把握できない児童は28人(2.4%)。(平成30年6月1日時点)

○ 安全確認ができていない児童に ついては、全て調査を継続中。

○ 安全確認ができた児童のうち、 「虐待あり等」とされた児童につ いては、全て市町村又は児童相談 所の支援等を実施。



※「虐待あり等」とは、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童を指す。

# <今後の対応方針>

# 安全確認ができていない児童(2,936人)について

- 11月30日時点で安全確認ができていない児童(2,936人)については、全て安全確認の調査を継続中。
- 11月30日以降の安全確認の実施状況等については、改めて自治体に報告を求めて取りまとめ、公表する予定。

# 来年度以降の調査について

122

来年度以降も定期的に安全確認を行う。

# 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査結果

# 調査の概要

## <調査の経緯・目的>

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、緊急に実施すべき 重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、福祉サービス等を利用しておらず、家庭 以外との接触のない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、本調査を実施することとした。

### く把握対象児童>

当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども(以下の①~④のいずれかに該当。以下「把握対象児童」という。)

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、家庭への電話、 文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
- ② 未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関による安全確認ができない児童
- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務(※1)の過程で把握した児童で通園・通学していないもの(※2)のうち、市町村教育 委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関による安全確 認ができない児童
  - ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼稚園就園奨励費補助申請、学校において行う事務を含む。
  - ※2 ・就学義務の免除又は猶予を受けている児童
    - ・1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊に記載(記録)されている児童
    - ・病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(市町村独自の手当も含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関による安全確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く。)

### <調査の対象>

全国の市町村(1,741市町村。特別区を含む。)

## <主な調査内容>

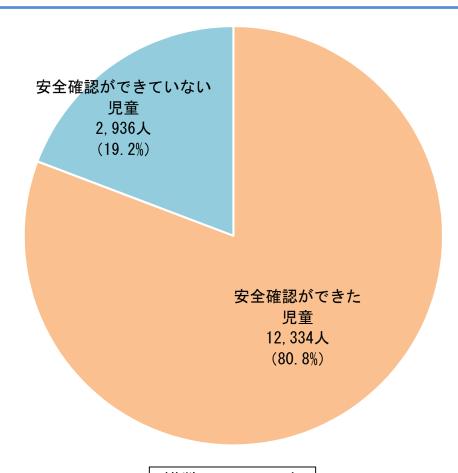
平成30年6月1日時点において当該市町村に住民登録をしている把握対象児童について、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童(\*1)と、平成30年11月30日時点で安全確認ができていない児童(\*2)に係る情報等を確認し、各市町村の取組状況を把握するもの。

(*1)「安全確認ができた児童」に関する主な調査項目	(* 2)「安全確認ができていない児童」に関する主な調査項目
・安全確認できた方法 ・安全確認につながる情報が得られた調査先 ・安全確認できた際に虐待又は虐待の疑いに関する情報の有無 等	・安全確認のための調査先 等 1

# 調査結果の概要

# 1. 全把握対象児童(15,270人)の確認状況

平成30年6月1日時点で市町村が安全確認が必要と判断した把握対象児童は全国で15,270人。(※) このうち 平成30年11月30日までの間に安全確認できた児童・・・・・・12,334人(80.8%)。平成30年11月30日までの間に安全確認できていない児童・・・・ 2,936人(19.2%)。

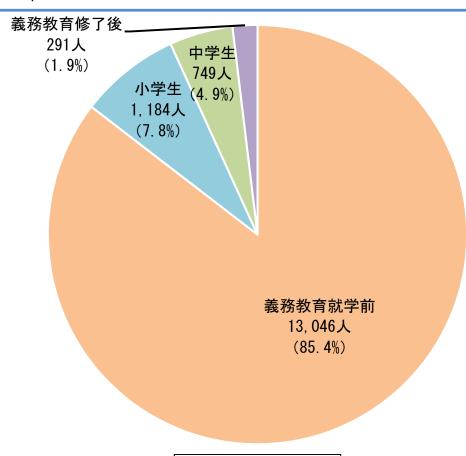


総数:15,270人

# 2. 全把握対象児童の状況

# (1) 学年別の状況

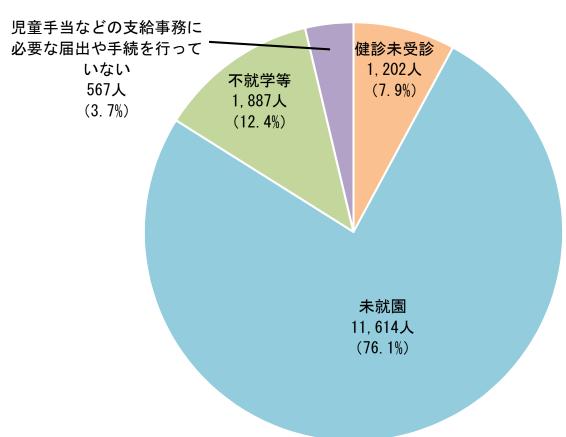
- 「義務教育就学前」が13,046人(85.4%)で最多、次いで「小学生」が1,184人(7.8%)、「中学生」が749人 (4.9%)、「義務教育修了後」が291人(1.9%)
  - (※) 学年は、平成30年6月1日時点。
- 「義務教育就学前」が13,046人と最多で、全体の約85%を占めている状況。



総数:15,270人

# (2) 把握対象児童として判断した主な事由

○ 「未就園」を理由とするものが11,614人(76.1%)で最多。次いで「不就学等」が1,887人(12.4%)、 「健診未受診」が1,202人(7.9%)、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続を行っていない」が 567人(3.7%)。



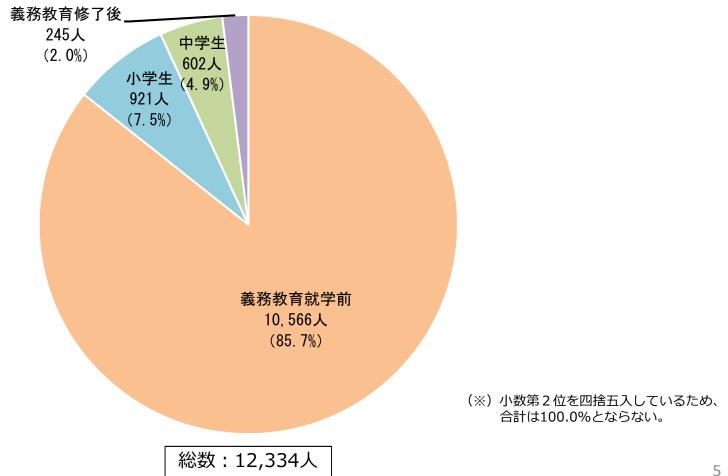
- (※) 把握対象児童として判断した主な事由の 詳細は、「調査の概要」に記載の把握 対象児童の①~④を参照。
- (※) 小数第2位を四捨五入しているため、 合計は100.0%とならない。

総数:15,270人

# 3. 安全確認ができた児童(12,334人)の状況 (平成30年11月30日時点)

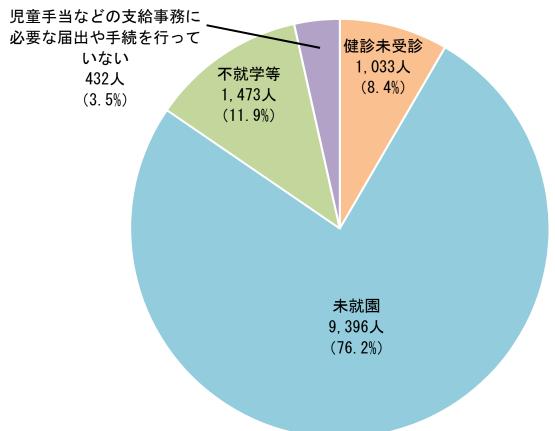
# (1) 学年別の状況

- 「義務教育就学前」が最多で10,566人(85.7%)、次いで「小学生」が921人(7.5%)、「中学生」が602人 (4.9%)、「義務教育修了後」が245人(2.0%)。
  - (※) 学年は、平成30年6月1日時点



# (2) 把握対象児童として判断した主な事由

○ 「未就園」を理由とするものが9,396人(76.2%)で最多。次いで「不就学等」が1,473人(11.9%)、 「健診未受診」が1,033人(8.4%)、「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続を行っていない」が 432人(3.5%)。



(※) 把握対象児童として判断した主な事由の 詳細は、「調査の概要」に記載の把握 対象児童の①~④を参照。

総数:12,334人

# (3)安全確認ができた方法

- 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童(12,334人)について、「イ 目視により確認できた児童」が6,517人(52.8%)で最多、次いで「ア 東京入国管理局へ出入(帰)国記録を照会し、出国確認できた児童」が2,967人(24.1%)、「ウ ア・イ以外の情報により確認できたと判断した児童(※)」が2,850人(23.1%)。
  - (※) 例えば、「親族、近隣住民等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た場合」、「医療機関を受診していることが判明し、 その状況が確認できた場合」等。

ウ ア・イ以外の情報 により確認できたと 判断した児童 2,850人 (23.1%)

ア 東京入国管理局へ出入 (帰) 国記録を照会し、出国 確認できた児童 2,967人 (24.1%)

イ 目視により確認 できた児童 6,517人 (52.8%)

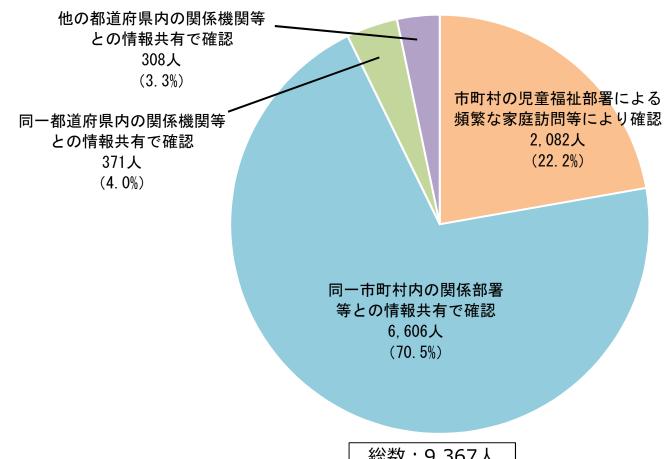
総数:12,334人

# 安全確認ができた方法の詳細

# (「出国確認」以外の方法で安全確認ができた9,367人(前ページイ+ウ)の状況)

【3 (3) の続き】

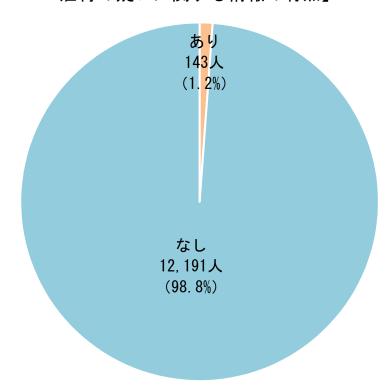
- 「同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認」が6,606人(70.5%)で最多。次いで「頻繁な家庭訪問等に より確認」が2,082人(22.2%)、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認」が371人(4.0%)、「他 の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認」が308人(3.3%)。
- 特に「同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認」と「頻繁な家庭訪問等により確認」の合計で9割超。



# (4)安全確認ができた児童(12,334人)に係る虐待又は虐待の疑いに関する情報の有無

- 「あり(※)」との回答が143人(1.2%)
  - (※) 理由については、例えば、「面前DVによる心理的虐待」、「不衛生な環境での生活」、「保健師による訪問の拒否(ネグレクト の疑い) | 等。
- 「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた143人については、今回の安全確認の結果を踏まえ、全て市 町村又は児童相談所の支援等が行われている。

# 【安全確認時における虐待又は 虐待の疑いに関する情報の有無】



総数:12,334人

【虐待又は虐待の疑いに関する情報ありの場合の支援等の状況】 「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた143人につ いては、今回の安全確認の結果を踏まえ、全て市町村又は児童相 談所の支援等が行われている。内容は以下のとおり。

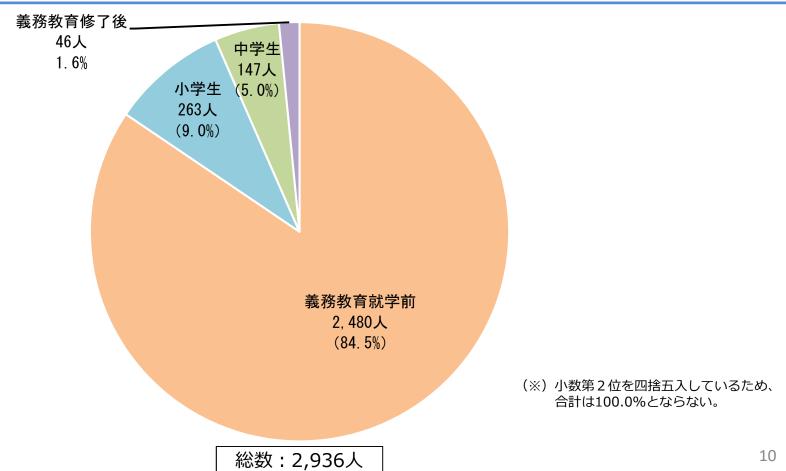
内容	人数
市町村による支援・活用した事業	
・助言指導	35
・継続指導	84
・要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	74
・児童相談所送致	4
・就学・就園支援	17
・子育て短期支援事業	1
・養育支援訪問事業	8
・乳児家庭全戸訪問事業	4
・市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	18
・子育て世代包括支援センター事業	10
・産後ケア事業	1
・産前・産後サポート事業	1
児童相談所による支援・措置	
・助言指導(措置によらない指導)	21
・継続指導(措置によらない指導)	18
・児童福祉司等指導(措置による指導)	5
・一時保護(委託含む)	10
・施設入所措置	10
・里親等委託	1

※複数回答可のため、児童数の重複あり。

# 4. 安全確認できていない児童(2,936人)の状況(平成30年11月30日時点)

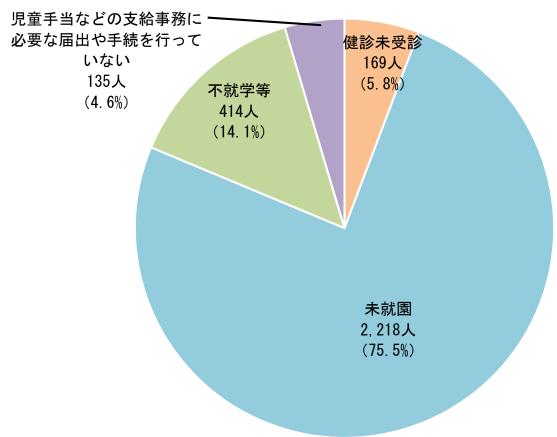
# (1) 学年別の状況

- 「義務教育就学前」が2,480人(84.5%)で最多、次いで「小学生」が263人(9.0%)、「中学生」が147人 (5.0%)、「義務教育修了後」が46人(1.6%)
  - (※) 学年は、平成30年6月1日時点。
- 「義務教育就学前」が2,480人と最多で、全体の約85%を占めている状況。



# (2) 把握対象児童として判断した主な事由

○ 「未就園」を理由とするものが2,218人(75.5%)で最多。次いで「不就学等」が414人(14.1%)、 「健診未受診」が169人(5.8%)、 「児童手当などの支給事務に必要な届出や手続を行っていない」が 135人(4.6%)。



(※) 把握対象児童として判断した主な事由の 詳細は、「調査の概要」に記載の把握 対象児童の①~④を参照。

総数:2,936人

# (3)安全確認できていない児童に係る調査先

○ 平成30年11月30日時点で安全確認できていない2,936人については全て、自治体による訪問調査、関係部署・ 関係機関への照会や情報共有等を行うことにより、調査を継続して行っている。調査先の内訳は以下のとおり。

調査先		
自市町村の関係部署等		
・母子保健担当(保健センターを含む。)	2,166	
・児童家庭相談担当(福祉事務所の家庭児童相談室を含む。)	1,799	
・保育の実施事務担当	1,510	
・児童手当、児童扶養手当等担当	2,042	
・生活保護担当	864	
・市設置の児童相談所	245	
・教育委員会	1,017	
・戸籍・住民基本台帳担当部署	1,204	
・市町村民税担当	82	
・水道局	16	
自都道府県内の関係機関等		
・都道府県庁の関係部署	27	
・都道府県設置の児童相談所	93	
・都道府県設置の福祉事務所	1	
・他の市町村	322	
自都道府県外の関係機関等		
・都道府県庁の関係部署(自都道府県以外)	7	
・児童相談所	7	
・福祉事務所	9	
・他の市町村	19	
その他		
・東京入国管理局	1,202	
• <u>警察</u> 署	23	
・保育所	98	
・幼稚園・学校	181	
・医療機関	254	
<u>・勤務先</u>	10	
・共同住宅の管理人等	10	
・親族・友人・近隣住民等	272	

# 5. 今後の対応方針

# 安全確認ができていない児童(2,936人)について

- 11月30日時点で安全確認ができていない児童(2,936人)については、全て安全確認の調査を継続中。
- 11月30日以降の安全確認の実施状況等については、改めて自治体に報告を求めて取りまとめ、公表する予定。

# 来年度以降の調査について

○ 来年度以降も定期的に安全確認を行う。

# 参考資料

# 都道府県別の状況

	平成30年6月1日時 点の把握対象児童数		平成30年11月30日時 点で安全確認ができて いない児童数
北海道	322	148	174
青森県	14	14	0
岩手県	4	2	2
宮城県	100	53	47
秋田県	20	20	0
山形県	16	16	0
福島県	235	168	67
茨城県	97	76	21
栃木県	101	100	1
群馬県	145	142	3
埼玉県	1,234	1,051	183
千葉県	926	688	238
東京都	4,631	3,710	921
神奈川県	1,685	1,488	197
新潟県	7	6	1
富山県	79	60	19
石川県	15	15	0
福井県	23	23	0
山梨県	5	5	0
長野県	92	92	0
岐阜県	136	127	9
静岡県	335	294	41
愛知県	425	268	157
三重県	74	74	0

		亚弗20年6月1日か	亚出20年11日20日時
	平成30年6月1日時		平成30年11月30日時 点で安全確認ができて
	点の把握対象児童数	全確認ができた児童数	に女主権認ができて いない児童数
	247	<u> 主唯祕が くさた元皇女</u> 220	27
京都府	103	69	34
大阪府	1,011	757	254
兵庫県	669	603	66
奈良県	306	122	184
和歌山県	76	11	65
鳥取県	8	6	2
島根県	1	0	1
岡山県	99	62	37
広島県	118	91	27
山口県	13	10	3
徳島県	307	283	24
香川県	44	43	1
愛媛県	173	163	10
高知県	8	7	1
福岡県	692	649	43
佐賀県	26	22	4
長崎県	129	114	15
熊本県	75	71	4
大分県	19	12	7
宮崎県	78	52	26
鹿児島県	7	7	0
沖縄県	340	320	20
計	15,270	12,334	2,936

# 平成30年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組について

- 平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、自治体、関係府省庁、関係団体等と 連携した集中的な広報・啓発活動を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、**月間への積極的な協力と「オレンジリボン・バッジ」の着用を依頼**(閣議日:10月30日(火))。



# 1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in みやぎ」の開催

平成30年10月28日(日) 宮城県仙台市の仙台国際センターにおいて開催。

主催:厚生労働省 共催:宮城県、仙台市

# 2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

おとしろ としき

(平成30年度最優秀作品) 『未来へと 命を繋ぐ 189 (いちはやく)』 音城 利紀さん (大阪府) の作品

- ※ 応募総数9,211作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品には、厚生労働大臣賞を授与。 厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。
- 3 広報・啓発物品の全国配布【別紙2参照】

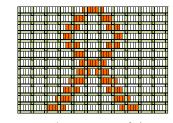
児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」等の周知を図るポスター・リーフレットを作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体に配布。

4 一般メディアの活用等による広報啓発

インターネットや政府広報(ラジオ番組、新聞突き出し広告の掲載等)を活用し、周知・啓発を図る。

5 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ

室内照明により厚生労働省の庁舎(中央合同庁舎5号館)の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようドレスアップを実施。



6 自治体・関係団体等の取組の取りまとめ・公表

自治体、関係団体、関係府省庁における児童虐待防止に向けた広報・啓発活動の実施状況 を取りまとめ、厚生労働省ホームページ等で公表。

(例:イベントの開催、啓発物品の作成・配布、民間企業等とタイアップした企画の実施等)

オレンジリボンドレスアップ(イメージ)

# 平成30年度に全国配布した広報・啓発物品について

厚生労働省において、児童虐待防止、児童虐待の相談窓口等を周知する**ポスター、リーフレット**を作成し、全国の 自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。公共施設や保育所、学校等に掲示。



このほか、リーフレット(A4サイズ両面、デザインはまちかどポスターと概ね同一)約190万枚も作成・配布。』

# 2019年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

厚生労働省では、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、毎年11月の 児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、開催地の関係自治体が共催となって、「子どもの虐待防止推 進全国フォーラム」を開催している。

2019年度は以下のとおり開催を予定している。

# 【2019年度開催予定】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり(仮称)

日程: 2019年11月16日(土)午後

17日(日)午前

会場: 鳥取県立倉吉未来中心(鳥取県倉吉市)

内容: 児童虐待防止対策をテーマとした基調講演、複数の分科会、「児童虐待防止推進

月間」標語最優秀作品の表彰等

# (参考) これまでの開催地

平成17年	埼玉県さいたま市	平成24年	北海道札幌市
平成18年	静岡県静岡市	平成25年	大分県別府市
平成19年	熊本県熊本市	平成26年	和歌山県和歌山市
平成20年	滋賀県大津市	平成27年	神奈川県横浜市
平成21年	新潟県妙高市	平成28年	福井県福井市
平成22年	広島県広島市	平成29年	高知県高知市 ※台風の影響に より中止
平成23年	東京都世田谷区	平成30年	宮城県仙台市